

届出要項	届書ノ名稱
聴取者名義變更・移轉	聴取無線電話變更(願)届
ラゲオ聴取中止	聴取無線電話廢止届
許可書亡失	聴取無線電話許可書 亡失届 再下付願
聴取章亡失	聴取無線電話聴取章 亡失届 再下付願

右ノ内聴取者名義變更、ラゲオ中止、許可書亡失届、聴取章亡失届ノ送付ニ付テハ聴取契約書送付票ハ使用セザルモノトス
 九、許可ヲ受ケス放送ノ聴取又ハ聴取ヲ廢シタルモ其施設ヲ撤去セザルモノヲ出張所ニ於テ發見シタルトキハ懇切丁寧ニ其
 ノ違法ナルコトヲ説明シ聴取申込ヲ受ケ前掲ノ手續ニヨリ處理スルモノトス
 萬一申込ヲ拒否シ又ハ施設ヲ撤去セサルトキハ事實ヲ具シ「聴取無線電話不法施設者報告」用紙ニ記入シ放送局ニ報告ス
 ルモノトス

ラゲオ事故整理簿

放送局ヨリ送付月日	送付番番號	住 所	氏 名	事故ノ要項	解決ノ願末	放送局へノ送付月日

備考 送付番番號欄ニハ「聴取契約書送付票」ノ送付番號ヲ記入スルモノトス

●白熱瓦斯入電球販賣獎勵金支給規程

(昭和六、一、七 達電第一號制定)
(昭和七、二、二 達電第七號改正)

- 第一條 電燈部電燈營業所出張所所屬現業員ニシテ白熱瓦斯入電球ヲ販賣セシ者ニ對シテハ一箇ニ付金三錢ノ獎勵金ヲ支給ス
- 第二條 販賣ノ爲定時間外又ハ休日勤務ヲ爲スモ本獎勵金以外ノ諸給與ハ之ヲ支給セス
- 第三條 本規程施行ニ必要ナル事項ハ電燈部長別ニ之ヲ定ム

●電球サツク蒐集獎勵金支給規程

(昭和二、一〇、一 達電第六一號制定)
(昭和一三、七、一 達電第四六號改正)

- 第一條 電燈部竝ニ主計部用品課倉庫係及統制物資係ニ於テ不用電球サツク中再用シ得ルモノヲ蒐集運搬シ返納シタルモノニ對シテハ其ノ賣却金額ノ三分ノ一ヲ獎勵金トシテ支給ス但シ獎勵金ノ最高限度ヲ一箇ニ付金五毛トス
- 第二條 本獎勵金ノ分配率左ノ如シ
 - 一、電燈營業所出張所ハ獎勵金總額ノ百分ノ八十三
 - 二、主計部用品課倉庫係ハ獎勵金總額ノ百分ノ十
 - 三、主計部用品課統制物資係ハ獎勵金總額ノ百分ノ七
- 第三條 支給調査期間ハ毎年四月一日ヨリ翌年三月三十一日ニ至ル一年間トシ期間滿了ノ翌月中ニ之ヲ支給ス
- 第四條 第一條ノ作業ノ爲定時間外又ハ休日勤務ヲ爲スモ本獎勵金以外ノ諸給與ハ之ヲ支給セス

●電力勸誘獎勵規程

(昭和一二、一〇、二〇 達電第三九號制定)
(昭和一二、一三、七、一 達電第四六號改正)

第一條 電燈部及電氣部電務課試驗係所屬現業員四分の一馬力以上ノ電力又ハ五「キロワット」以上ノ電熱（季節的需用ヲ除ク）ヲ勸誘シタルトキハ其ノ送電ヲ爲シタルモノニ付本規程ニ依リ獎勵金ヲ支給ス但シ臨時ニ使用スル電力及本市カ請負ニ付シタル工事ニ使用スル電力ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第二條 獎勵金左ノ如シ

一、新 設

契約容量	獎勵金
一馬力以下	一圓五十錢
二馬力以下	二圓五十錢
三馬力以下	三圓五十錢
五馬力以下	六圓
七・五馬力以下	八圓五十錢
十馬力以下	十圓
十五馬力以下	十五圓
二十馬力以下	二十圓
二十馬力ヲ超ユルモノ	一馬力ヲ増ス毎ニ七十五錢増

二、増設及容量増加

増加容量ニ對シ前號獎勵金ノ半額

期間ヲ定メ電熱ノ特別勸誘ヲ爲ストキハ七百四十六「ワット」迄毎ニ二圓以下ヲ加給スルコトアルヘシ

第三條 電力ニシテ「キロワット」ニ依ルモノニ付テハ「キロワット」ヲ一馬力ニ、電熱ニ付テハ七百四十六「ワット」ヲ一馬力ニ換算シ獎勵金ヲ計算ス

第四條 一需用場所ニ於ケル契約容量ノ全部ヲ一時ニ送電シ得サルトキハ契約容量ニ依リ計算シタル獎勵金額ニ送電容量ノ契約容量ニ對スル割合ヲ乗シタル金額ヲ支給ス但シ第二回以後ノ送電カ前回ノ送電日ヨリ六月ヲ經過シタルトキハ後ノ送電分ニ對シテハ第二條第一項第二號ニ依リ獎勵金ヲ支給ス

第五條 左ノ各號ノ一ニ該當スルモノト認ムルトキハ獎勵金ノ一部又ハ全部ヲ返戻セシメ尙相當處分スルコトアルヘシ

一、需用者ノ正當ナル意思ニ反スル取扱ヲ爲シタルトキ

二、前號以外ノ不正行爲アリタルトキ

第六條 勸誘ノ爲定時間外又ハ休日勤務ヲ爲スモ本規程ニ依ル獎勵金以外ノ諸給與ハ之ヲ支給セス

第七條 本規程施行ニ必要ナル事項ハ主管部長之ヲ定ム

●電熱勸誘獎勵規程

（昭和二三、一〇、二〇 達電第六二號）

第一條 電燈部所屬現業員電熱ノ勸誘ヲ、主計部用品課統制物資係所屬現業員貸付電氣コタツノ運搬ヲ完了シタルトキハ本規程ニ依リ獎勵金ヲ支給ス

第二條 電燈部所屬現業員從量電熱ヲ勸誘シタルトキハ其ノ送電ヲ爲シタルモノニ付左ノ獎勵金ヲ支給ス但シ五「キロワット」以上ノ常時需用ノ電熱ノ新增設及容量増加ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

一、新增設及容量増加

イ、常時需用ノモノ

ロ、季節的需用ノモノ

契約容量一「キロワット」ニ付

一圓五十錢

同

一圓

二、中止分送電

同

五十錢

一七二

第三條 電燈部電燈營業所出張所所屬現業員一冬期電氣コタツノ勧誘、送電、送電中止、配達及持歸ヲ完了シタルトキハ左ノ獎勵金ヲ支給ス

一、定額又ハ從量供給貸付品

一臺ニ付

四十五錢

二、定額供給先方品

同

二十五錢

前項ノ一冬期送電後引續キ尙一月以上送電シタルトキハ一臺ニ付五錢ノ獎勵金ヲ支給ス

第四條 本市ノ使用スル電熱及電氣局員家庭用電熱規程ニ依ル電熱ニ付テハ前二條ノ規定ヲ適用セシム

第五條 勧誘シタル從量電熱又ハ電氣コタツ送電後三月以内ニ左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ左ノ金額ヲ返戻セシム

一、中 止

第二條又ハ第三條ノ規定ニ依リ支給シタル獎勵金ノ額

二、容量減少

減少容量ニ對シ第二條ノ規定ニ依リ算定シタル獎勵金ノ額

第六條 主計部用品課統制物資係所屬現業員十一月一日ヨリ翌年五月三十一日ニ至ル期間内ニ於テ電燈部内線課修理工場ト電燈部電燈營業所出張所又ハ主計部長ノ指定シタル場所トノ間ニ貸付電氣コタツヲ運搬シタルトキハ一臺ニ付五厘ノ獎勵金ヲ支給ス

第七條 勧誘又ハ作業ノ爲定時間外又ハ休日勤務ヲ爲スモ本規程ニ依ル獎勵金以外ノ諸給與ハ之ヲ支給セシム

第八條 左ノ各號ノ一ニ該當スルモノト認ムルトキハ獎勵金ノ一部又ハ全部ヲ返戻セシメ尙相當處分スルコトアルヘシ

一、需用者ノ意思ニ反スル取扱ヲ爲シタルトキ
二、前號以外ノ不正行爲アリタルトキ

第九條 本規程施行ニ關シ必要ナル事項ハ主管部長之ヲ定ム

●電力竝電熱勧誘料取扱ニ關スル件

(昭和一四、一一、二五、電營丙第三九號)

今夏電力制限實施以來電力並電熱ニ關シテハ需用者ヨリノ申込ノ中、眞ニ已ムヲ得ザル事山アリト認ムルモノノミニ對シテ送電シキタリタルモノニシテ最近ニ至リテハ夕刻尖頭負荷時處理ノ爲「午後五時ヲ以テ作業終了スルモノナルニ付送電サレ度キ」旨ノ願書ヲ徴シテ送電スルニ實情ナリ

從テ此種需用ニ付之カ勧誘分ト看做シ電力又ハ電熱勧誘獎勵規程ヲ適用スルハ妥當ヲ缺クモノト謂ハザル可カラズ、依テ來ル十二月一日以後申込受理ノ電力並電熱需用ニ對シテハ之ヲ勧誘分トシテ取扱ハザルコトニ決定致候條此段及御通知候也
追而來ル十一月三十日迄ニ申込受理ノモノニ對シテハ爾後六ヶ月以内ニ送電ヲ爲シタルモノニ限り勧誘分トシテ取扱フモノニ付申添候

尙目下實施中ノ電力負荷調査手續ニ依リ容量増加シタルモノニ對シテハ從前通り取扱フニ付爲念

●受託電氣機械器具材料販賣勧誘料支給規程

(昭和六、三、二、達電第一八號)

第一條 電氣局員及工事請負商會ニシテ受託電氣機械器具材料ノ勧誘販賣ヲ爲シタルモノニ對シテハ本規程ニ依リ勧誘料ヲ支給ス

勧誘料ノ額ニ付テハ別ニ之ヲ定ム

第二條 勧誘販賣ノ爲定時間外又ハ休日勤務ヲ爲スモ本勧誘料以外ノ諸給與ハ支給セシム

第三條 勧誘料ハ前月二十一日ヨリ當月二十日迄ニ於テ代金收入済ノモノニ付算定シ月末迄ニ之ヲ支給ス

第四條 勧誘販賣ニ關シ需用者ノ意思ニ反シ又ハ不正行爲アリト認メタルモノニ對シテハ勧誘料ノ一部又ハ全部ヲ返還セシム

一七三

大正十三年五月達電第二〇號販賣電動機取扱同勸誘料規程、大正十四年六月達電第四八號電氣扇受託販賣勸誘規程、昭和三年四月達電第一九號電熱器受託販賣勸誘規程ハ之ヲ廢止ス

●集金員獎勵金支給規程

(昭和一一、一二、一七 達電第二三三號)

第一條 電氣局勤務ノ集金員ニ對シテハ本規程ノ定ムル所ニ依リ集金獎勵金ヲ支給ス

官公署及委託集金員ニ對シテハ本規程ヲ適用セス

第二條 本規程ニ於テ集金歩合トハ實收金額ノ集金スヘキ金額ニ對スル歩合ト實收口數ノ集金スヘキ口數ニ對スル歩合トノ平均歩合ヲ謂フ

集金員ノ責ニ歸スヘカラサル事由ニ因リ集金スルコトヲ得サリシ金額及口數ハ前項ノ規定ニ依ル集金スヘキ金額及口數中ニ之ヲ算入セス

第三條 毎月ノ集金獎勵金(以下獎勵金ト稱ス)ノ總額ハ左ノ各號ニ依リ算出シタル金額獎勵金及口數獎勵金ノ合算額トス

- 一、金額獎勵金
 集合歩合(獎勵金總額算出ノ場合ニ限リ百分ノ一未滿ハ四捨五入)百分ノ九十六ナルトキハ實收金額ノ一萬分ノ十四トシ集金歩合百分ノ一ヲ増減スル毎ニ實收金額ノ一萬分ノ〇・六ヲ増減ス但シ實收金額二百五十萬圓ヲ超ユルトキハ超過額二十萬圓毎ニ一萬分ノ一ヲ減シ一萬分ノ十二止ム
- 二、口數獎勵金
 實收口數ニ對シ一口四厘トス

第四條 當月分ノ請求留保決定額カ當月分調定額ト前月分未收金繰越額トノ合計ノ千分ノ十ヲ超過シ又ハ之ニ不足スルトキハ超過又ハ不足ノ率千分ノ一ニ付前條ノ規定ニ依ル獎勵金ノ總額ノ百分ノ一ヲ減少シ又ハ増加ス

第五條 獎勵金ハ之ヲ左ノ種類ニ分チ各集金員ニ支給ス

- 一、普通獎勵金 百分ノ六十
 - イ、實收獎勵金 百分ノ四十
 - ロ、早收獎勵金 百分ノ二十
 - 二、特別獎勵金 百分ノ四十
- 第六條 普通獎勵金ハ毎月末日迄ニ前月分ヲ、特別獎勵金ハ六月及十二月ノ末日迄ニ前六月分ヲ支給ス
- 第七條 實收獎勵金ハ第十條但書ノ規定ニ依リ支給スヘキ額ヲ控除シタル額ヲ各集金班(以下班ト稱ス)ニ於ケル毎月實收口數ニ左ノ基本數ヲ乘シタル點數ニ依リ之ヲ各班ニ按分ス

集金歩合	土地等級				
	一等地	二等地	三等地	四等地	五等地
百分ノ百	五〇〇	五四〇	五八〇	六二〇	六六〇
百分ノ九十九	四六〇	四九七	五三四	五七〇	六〇七
百分ノ九十八	四二〇	四五四	四八七	五二〇	五五四
百分ノ九十七	三八〇	四一〇	四四一	四七一	五〇二
百分ノ九十六	三四〇	三六七	三九四	四二二	四四九
百分ノ九十五	三〇〇	三二四	三四八	三七〇	三九六

百分ノ九十四	二八一	三〇二	三二二	三四三
百分ノ九十三		二五五	二七三	二九〇
百分ノ九十二			二二三	二三八
百分ノ九十一				一八五

第八條 早收獎勵金ハ毎集金切日ニ於ケル各班ノ實收口數ニ其ノ日ヨリ當月最後ノ切日迄ノ日數ヲ乘シタルモノノ加算數ニ左ノ率ヲ乘シタル點數ニ依リ之ヲ各班ニ按分ス

- 一 等 地 一・〇
- 二 等 地 一・一
- 三 等 地 一・二
- 四 等 地 一・三
- 五 等 地 一・四

第九條 各集金員ニ支給スヘキ實收獎勵金ハ其ノ所屬班ニ配當セル實收獎勵金額ヲ左ノ各號ニ依リ算出シタル點數ニ依リ按分シテ之ヲ定ム

一、集金員班長（以下班長ト稱ス）ノ實收獎勵金ノ點數ハ擔當班ニ於ケル集金員一人當リノ平均點數ヲ基礎トシ其ノ勤怠及業績ヲ斟酌シテ之ヲ算出ス

二、班長以外ノ各集金員ノ實收獎勵金ノ點數ハ各集金員ノ實收口數ニ第七條ノ規定ニ依ル基本數ヲ乘シテ之ヲ算出ス但シ

第十二條ノ規定ニ依ル應援者ノ應援部分ニ對スル點數ハ本文ニ依リ算出シタル點數ノ二倍トス

第十條 集金歩合左ノ率ニ達セサル集金員ニ對シテハ實收獎勵金ハ之ヲ支給セス但シ集金員ノ責ニ歸スヘカラサル事由ニ因

ルトキハ此ノ限ニ在ラス

- 一 等 地 百分ノ九十五
- 二 等 地 百分ノ九十四
- 三 等 地 百分ノ九十三
- 四 等 地 百分ノ九十二
- 五 等 地 百分ノ九十一

第十一條 各集金員ニ支給スヘキ早收獎勵金ハ其ノ所屬班ニ配當セル早收獎勵金額ヲ左ノ各號ニ依リ算出シタル點數ニ依リ按分シテ之ヲ定ム

一、班長ノ早收獎勵金ノ點數ハ擔當班ニ於ケル集金員一人當リノ平均點數ヲ基礎トシ其ノ勤怠及業績ヲ斟酌シテ之ヲ算出ス

二、班長以外ノ各集金員ノ早收獎勵金ノ點數ハ毎集金切日ニ於ケル實收口數ニ其ノ日ヨリ當月最後ノ切日迄ノ日數ヲ乘シタルモノノ加算數ニ第八條ノ規定ニ依ル土地等級率ヲ乘シテ之ヲ算出ス

第十二條 集金員自己ノ擔當區ニ於テ第十條ノ規定ニ依ル最低率以上ノ成績ヲ擧ケ尙他ノ集金員ノ應援ヲ爲シタルトキハ第九條及前條ノ規定ニ依ル實收及早收獎勵金ノ外ニ被應援者ノ受クヘキ早收獎勵金ヲ應援者及被應援者ノ實收口數ニ依リ按分シテ應援者ニ加給ス

第十三條 特別獎勵金ハ左ノ區分ニ依リ之ヲ支給ス

- 一、二分ノ一ハ各集金員ノ既往六月間ニ受ケタル普通獎勵金ノ合計額ニ依リ之ヲ按分ス
- 二、二分ノ一ハ各集金員ノ平素ノ勤怠業績其ノ他ノ事情ヲ斟酌シテ之ヲ定ム

第十四條 集金員職務怠慢ニ依リ集金不能若ハ困難ニ陥ラシメタルトキ又ハ不都合ノ所爲アリタルトキハ本規程ニ依ル獎勵金

ノ支給額ヲ減シ又ハ支給セサルコトアルヘシ

第十五條 天災事變其ノ他集金員ノ責ニ歸スヘカラサル事由ニ因リ集金成績著シク低下シタルトキハ獎勵金ノ總額及其ノ支給方法ハ其ノ都度之ヲ定ム

第十六條 集金區、土地等級其ノ他本規程施行ニ關シ必要ナル事項ハ電氣局長之ヲ定ム

附 則

本規程ハ昭和十一年十二月分ヨリ之ヲ適用ス

●集金員獎勵金支給規程施行細則

(昭和一二、六、一四 達電第二一號)

第一條 電氣局集金員獎勵金支給規程(以下規程ト稱ス)

第二條 ノ集金スヘキ金額トハ當月分調定額ト前月分末收金繰越額トノ合計ヨリ當月分請求留保決定額ヲ控除シタル金額ヲ集金スヘキ口數トハ當月分調定口數ト前月分末收金繰越口數トノ合計ヨリ當月分請求留保決定口數ヲ控除シタル口數ヲ謂フ

第二條 規程第四條及前條ノ當月分調定額トハ當月發行シタル領收證ノ金額ヨリ不可請求金額及電燈營業所出張所ニ於テ收入シタル金額ヲ控除シタル額ヲ謂フ

前項ノ規定ハ規程第四條及前條ノ前月分末收金繰越額並ニ前條ノ當月分調定口數及前月分末收金繰越口數ニ之ヲ準用ス

第三條 規程第八條及第十一條ノ集金切日ハ毎月七回以上トス

前項集金切日ノ初日ハ當月十四日、最終日ハ翌月十日トス但シ初日又ハ最終日休日ニ當ルトキ其ノ他特別ノ事由アルトキハ之ヲ繰上ケ又ハ繰下ケ

第四條 規程第九條及第十一條ノ規定ニ依ル按分額ニ付テハ十錢未満、規程第十三條第一號ノ規定ニ依ル按分額ニ付テハ一

圓未満ヲ四捨五入ス

第五條 規程第十五條ノ規定ニ該當スル事實アルトキハ當該集金員ノ普通獎勵金ハ全集金員又ハ所屬集金班ノ集金員ノ其ノ月ノ普通獎勵金ノ平均額トス

第六條 集金區及其ノ土地等級ハ別ニ之ヲ定ム

第七條 本規程施行ニ必要ナル事項ハ電燈部長之ヲ定ム

●檢針獎勵金支給規程

(昭和一二、四、二一 達電第三四號)

第一條 電燈部料金課計量係所屬ノ現業員大阪市電氣使用條例第七十四條第二項ノ規定ニ依ル積算電力計ノ檢針ヲ爲シタルトキハ本規程ニヨリ獎勵金ヲ支給ス

第二條 一月ノ獎勵金支給總額ハ檢針總箇數ヲ左ノ各級ニ區分シ其ノ區分毎ニ算出シタル金額ノ合算額トス

十萬箇以下ノ箇數	一箇ノ付	一錢三厘
十萬箇ヲ超ユル箇數	同	一錢二厘
十五萬箇ヲ超ユル箇數	同	一錢
二十萬箇ヲ超ユル箇數	同	八厘
二十五萬箇ヲ超ユル箇數	同	六厘

第三條 各人ニ對スル支給額ハ其ノ檢針箇數、勤務成績、給料額其ノ他ノ事由ヲ調査シ電燈部長之ヲ定ム

第四條 獎勵金ハ前月二十一日ヨリ其ノ月二十日ニ至ル一月分ヲ其ノ月末日迄ニ支給ス

第五條 職務怠慢ニ依リ不完全ナル檢針ヲ爲シ又ハ不都合ノ行爲アル者ニ對シテハ支給額ヲ減シ又ハ支給ヲ爲ササルコトアルヘシ

第六條 檢針ノ爲定時間外勤務ヲ爲スモ本獎勵金以外ノ給與ハ之ヲ支給セス

第七條 本規程於行ニ必要ナル事項ハ電燈部長之ヲ定ム

●電氣工作物検査獎勵金支給規程

(昭和一四、七、二〇 達電第二六號)

第一條 電燈部内線課内線係所屬現業員ニシテ屋内電路定期絶縁検査其ノ他電氣工作物検査(夜間電壓検査ヲ除ク)ニ從事スル者(以下検査従事員ト稱ス)ニ對シテハ本規程ニ依リ電氣工作物検査獎勵金(以下獎勵金ト稱ス)ヲ支給ス

第二條 検査従事員屋内電路定期絶縁検査ニ從事シタルトキハ一人一月間ノ検査工程ヲ其ノ月ノ検査従事日數ニテ除シタルモノニ對シ左表ニ依リ一日當得點ヲ附與ス

検査工程	得點
検査箇所數	四〇所ニ達シタルトキ 四〇所ヲ超エタルトキ 五〇所ヲ超エタルトキ
検査燈數	二〇〇燈ニ達シタルトキ 二〇〇燈ヲ超エタルトキ 二一〇燈ヲ超エタルトキ 二九〇燈ヲ超エタルトキ
電流無斷使用	一箇ニ付

超過一燈ニ付 〇・一點増
超過一所ニ付 〇・一點増
同 〇・二點増
同 〇・一點増
同 〇・〇五點増
同 〇・〇三點増
但シ兩線間ヲ測定シタルトキハ燈數ヲ四倍、廣告燈ハ五燈ヲ以テ一燈、ネオン管燈ハ變壓器一箇ヲ以テ五燈トス

第三條 検査従事員前條ノ規定ニ依ル検査従事中左ノ事故ヲ發見シタルトキハ一人一日ノ發見數ニ對シ左表ニ依リ得點ヲ附與シ其ノ一月間ノ總得點ヲ其ノ月ノ検査従事日數ニテ除シタルモノヲ一日當得點トス

事故	得點
雜故障	五所ニ付
入念故障	一所ニ付
電流無斷使用	一箇ニ付

前項ノ規定ニ依ル故障ハ故障報告臺帳ニ記載シタルモノヲ謂フ

第一項ノ規定ニ依ル一日當得點ハ小數點第三位以下ヲ切捨ツ

第四條 前二條ノ規定ニ依ル一日當得點ヲ合算シタルモノノ標準得點(十八點)ヲ超ユル分ヲ一人一日當獎勵點トス

第五條 検査従事員第二條ノ規定ニ依ル検査以外ノ電氣工作物ノ検査ニ從事シタルトキハ一日ニ付前條ノ規定ニ依ル合算點ノ其ノ月ニ於ケル一人當平均點ヲ一日當得點トシ其ノ標準得點(十八點)ヲ超ユル分ヲ一人一日當獎勵點トシテ附與ス

前項ノ一人當平均點ハ小數點第三位以下ヲ切捨ツ

第六條 一人一月分獎勵點ハ第四條又ハ前條ノ規定ニ依ル一人一日當獎勵點ニ其ノ月ニ於ケル該検査従事日數ヲ乘シタルモノトス但シ同一人其ノ月ニ第二條及前條ノ規定ニ依ル検査ニ從事シタルトキハ各一人一日當獎勵點ニ該検査従事日數ヲ乘シタルモノノ合算點トス

前項ノ一人一月分獎勵點ハ一點未満ハ之ヲ切捨ツ

第七條 一月ノ獎勵金支給總額ハ一人一月分獎勵點ニ付左ノ各號ニ依リ算出シタル金額ノ合算額トス

七十點以内ナルトキ 一點ニ付 十錢

七十點ヲ超エタルトキ 超過一點ニ付 三錢増

第八條 各人ニ對スル支給額ハ其ノ一月分獎勵點、勤務成績其ノ他ノ事由ニ依リ電燈部長之ヲ定メ毎月末日迄ニ之ヲ支給ス

第九條 本規程ニ於テ一月トハ前月二十一日ヨリ其ノ月二十日ニ至ル期間ヲ謂フ

第十條 職務怠慢ニ因リ不完全ナル検査ヲ爲シ又ハ不都合ナル行爲アル者ニ對シテハ獎勵金ノ支給額ヲ減シ又ハ支給ヲ爲ササルコトアルヘシ

第十一條 検査ノ爲定時間外又ハ休日勤務ヲ爲スモ本規程ニ依ル獎勵金以外ノ諸給與ハ之ヲ支給セス

第十二條 本規程施行ニ關シ必要ナル事項ハ電燈部長之ヲ定ム

附 則

本規程ハ昭和十四年七月分ヨリ之ヲ適用ス

● 工事獎勵金支給規程

(大正一四、五、一四 達電第三二號制定)
 (昭和一五、七、三一 達電第四一號改正)

第一條 電燈部電燈營業所所屬現業員ニシテ電燈、電氣扇、エリミネーター及電熱供給用電氣工作物ニ關スル第二條表ノ工事ニ關スル勤務ニ服シタル者ニ對シテハ本規程ニ依リ工事獎勵金ヲ支給ス但シ電燈部長ノ定ムル特殊工事ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第二條 工事獎勵金ノ一月(前月二十一日ヨリ其ノ月ノ二十日ニ至ル期間ヲ謂フ以下同シ)ノ支給總額ハ左ノ工賃率ニ一月ノ竣工工事數ヲ乘シタルモノノ合算額ヨリ從事現業員ノ當該工事ニ關スル給料及歩増給ノ合算額ヲ控除シタル金額トス

引込工事											内線工			
工	事	種	類	單	位	工	賃	率	内線工					
									取	取	取	取		
工	事	種	類	單	位	工	賃	率	取	取	取	取		
新	增	設	(單獨)	軒	所	軒	一・〇	一	同	同	同	同		
同	(共)	同	同	同	同	同	六	七	同	同	同	同		
取	除	同	同	同	同	同	二	四	同	同	同	同		
位	置	替	同	同	同	同	六	一	同	同	同	同		
修	繕	同	同	同	同	同	二	七	同	同	同	同		
事	故	及	申	軒	軒	軒	〇	五	同	同	同	同		
工	事	檢	査	同	同	同	一	一	同	同	同	同		
既	設	工	事	同	同	同	〇	四	同	同	同	同		
新	設	增	設	燈、	箇	箇	六	〇	同	同	同	同		
取	除	同	同	同	同	同	二	〇	同	同	同	同		
電	球	線	替	本	本	本	一	六	同	同	同	同		
臨	時	燈	付	燈	燈	燈	一	四	同	同	同	同		
同	取	取	同	同	同	同	〇	七	同	同	同	同		
單	相	計	器	同	同	同	一	六	同	同	同	同		
取	取	取	取	同	同	同	一	六	同	同	同	同		
同	同	同	同	同	同	同	一	八	同	同	同	同		

事

電	電	同	同	位	修	絕	事
流	流	同	同	置	緣	緣	故
制	制	取	取		不	不	及
限	限	除	除		真	真	申
器	器	替	替		修	修	込
取	取	同	同	燈、	繕	繕	調
付	付	同	同	箇	所	所	査
同	同	同	同	軒	軒	軒	同
・	・	・	・	・	・	・	・
一	一	一	一	七	七	七	〇
二	二	三	三	一	一	一	八
二	二	一	一	八	八	八	
・	・	・	・	・	・	・	
一	一	一	一	二	二	二	
二	二	二	二	八	八	八	
・	・	・	・	・	・	・	
一	一	一	一	七	七	七	
二	二	二	二	四	四	四	
・	・	・	・	・	・	・	
一	一	一	一	七	七	七	
二	二	二	二	四	四	四	
・	・	・	・	・	・	・	
〇	〇	〇	〇	八	八	八	
八	八	八	八	〇	〇	〇	

第三條 獎勵金ハ一月分ヲ其ノ月ノ末日迄ニ支給ス

第四條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ニ對シテハ獎勵金ノ一部又ハ全部ヲ支給セサルコトアルヘシ

一、服務心得ニ違反シタルトキ

二、工事ニ關シ虚偽ノ報告ヲ爲シ又ハ粗惡ナル工事ヲ爲シタルトキ

三、不完全ナル調査又ハ検査ヲ爲シタルトキ

第五條 獎勵金ノ分配方法其ノ他本規程施行ニ關シ必要ナル事項ハ電燈部長之ヲ定ム

附 則

本改正規程ハ昭和十五年七月分ヨリ之ヲ施行ス

第二節 手當ニ關スル事項

●點燈手當支給規程

(大正一四、六、五 達電第四一號制定 昭和四、四、四 達電第一三號改正)

第一條 電燈營業所出張所所屬現業員ニシテ新增設白熱電燈ニ付所定ノ點燈作業ヲ完了シタルモノニ對シテハ一燈ニ付金一錢五厘ノ點燈手當ヲ支給ス

第二條 本手當ハ前月二十一日ヨリ其ノ月二十日ニ至ル一箇月間ノ點燈完了數ニ基キ毎月末日迄ニ之ヲ支給ス

第三條 第一條點燈ノ爲メ定時間外又ハ休日勤務ヲ爲スモ之ニ對スル諸給與金ハ之ヲ支給セス

第四條 本手當支給ニ必要ナル事項ハ電氣局長之ヲ定ム

附 則

大正十二年十二月十日市長決「大阪電燈株式會社カ其ノ使用人ニ對シ定メタル獎勵金其ノ他ノ特別手當ヲ電氣局員ニ準用ノ件」中「修繕所點燈獎勵金」ハ之ヲ廢止ス

●夜間柱上作業手當支給規程

(昭和一〇、一一、二〇 達電第三六號制定 昭和一一、一三、一一 達電第六七號改正)

第一條 電燈部電燈營業所、同出張所及電氣部電路課架空線係所屬現業員ニシテ電線路故障ノ爲夜間柱上復舊作業ニ從事スヘキ者ニ對シテハ勤務成績其ノ他ノ事情ヲ調査シ一人一月五圓以下ノ手當ヲ支給ス

前項ノ人員ハ左ノ範圍内ニ於テ主管部長之ヲ定ム

電燈部電燈營業所 三〇名

同 出張所 一八〇名

電氣部電路課架空線係 一〇〇名

第二條 電氣部電路課電車線係所屬現業員ニシテ電燈電力用電柱ニ添架セル電線路故障ノ爲夜間柱上復舊作業ニ從事シタル

者ニ對シテハ勤務成績其ノ他ノ事情ヲ調査シ一人一月五圓以下ノ手當ヲ支給スルコトヲ得

第三條 本規程ニ於テ夜間トハ日沒時ヨリ日出時迄ヲ謂フ

第四條 本手當ハ前月二十一日ヨリ當月二十日ニ至ル分ヲ當月末日迄ニ支給ス

●電燈部柱上作業手當支給内規

(大正一四、三、五 營第六〇號)

- 一、柱上作業手當ハ電燈部長ニ於テ定ムル柱上作業擔當者ニ之ヲ支給ス
- 二、該擔當者ノ缺勤又ハ解雇者ノ補充ハ電燈營業所長ニ於テ之ヲ定メ電燈部長ニ報告スルモノトス
其缺勤者ニ就テハ可成前日同所長ニ届出ツヘシ
- 三、柱上作業ニ從事シタルトキハ其翌日柱上作業報告書ニ必要事項ヲ記入シ電燈營業所長ニ提出スヘシ
- 四、出張所又ハ工事掛ハ每一ヶ月間ノ柱上作業事項ヲ二十日締切トシ別ニ定ムル柱上作業月報ヲ其月二十二日迄ニ電燈營業所長ニ提出スヘシ
- 五、電燈營業所長ハ毎月柱上作業擔當者ノ勤務成績ヲ考査シ左記手當ノ支給手續ヲナスモノトス

種別	甲	乙
柱上作業ニ從事セシモノ	五圓	四圓
同上中途任免又ハ缺勤シタルモノ	同上日割ヲ支給ス	同上日割ヲ支給ス
一ヶ月間ヲ通シ柱上作業ニ從事セサルモノ	二圓五十錢	二圓
同上中途任免又ハ缺勤シタルモノ	同上日割ヲ支給ス	同上日割ヲ支給ス
一ヶ月ヲ通シ缺勤シタルモノ	支給セス	支給セス

(備考) 甲ハ高壓線又ハ雨天ノ場合ニシテ成績優秀ナルモノ及其他特種ノ理由アルモノ

乙ハ低壓線又ハ雨天以外ノ場合ニシテ成績普通ノモノ

●料金其ノ他ノ請求洩發見及集金手當支給規程

(昭和一一、三、二五 達電第一六號)

- 第一條 本市電氣使用條例及同施行細則ニ依リ支拂ヲ受クヘキ電氣料金其ノ他ノ金額ノ請求洩ヲ發見シタル電氣局員及之ヲ集金シタル集金員班長ニ對シテハ本規程ノ定ムル所ニ依リ請求洩發見及集金手當ヲ支給ス
- 第二條 本手當ハ集金完了金額ノ百分ノ十五トシ發見者及集金者ニ平分支給ス但シ本手當ハ一件ニ付十五圓ヲ超ユルコトヲ得ス
- 第三條 本手當ハ第一條ノ金額ヲ請求スヘカリシ月ノ末日ヨリ三月ヲ經過シタル後發見シ且集金シタルトキニ非サレハ之ヲ支給セス
- 第四條 請求洩カ發見者又ハ之ト同一ノ係若ハ所ノ者ノ過失ニ因ルトキハ發見手當ハ之ヲ支給セス
- 第五條 本手當ハ毎月一日ヨリ其ノ月末日ニ至ル一月分ヲ翌月末日迄ニ支給ス
- 第六條 請求洩ノ發見又ハ集金ノ爲定時間外又ハ休日勤務ヲ爲スモ本手當以外ノ給與ハ之ヲ支給セス

●電流無斷使用發見手當支給規程

(大正一四、七、二 達電第四九號制定)
(昭和一一、三、七 達電第四六號改正)

- 第一條 電氣局員ニシテ電氣使用條例第七十七條ニ該當スル事實ヲ發見シ山リテ所定ノ追徴金ヲ徴收スルニ至リタルモノニ對シテハ本規程ニ依リ手當金ヲ支給ス
- 第二條 手當額ハ各係所毎ニ之ヲ定メ毎月二十一日ヨリ翌月二十日迄ニ追徴シタル金額ノ百分ノ二十九トス但シ追徴金一件

ニ付百圓ヲ超ユルモノニ付テハ電氣局長ニ於テ別ニ之ヲ定ム

第三條 各人ニ對スル支給額ハ其ノ取扱件數、勤務成績其ノ他ノ事由ヲ調査シ電氣局長之ヲ定メ毎月末日迄ニ之ヲ支給ス、
第四條 第一條ノ事實發見ノ爲定時間外又ハ休日勤務ヲ爲スモ本規程ニ依ル給與金ノ外之ヲ支給セス

附 則

大正十二年十二月十日市長決「大阪電燈株式會社カ其ノ使用人ニ對シ定メタル獎勵金其ノ他ノ特別手當ヲ電氣局員ニ準用ノ件」中「電流無斷使用發見手當」ノ準用ハ之ヲ廢止ス

●ラヂオ受信機容量調査手當支給規程

(昭和一四、一一、三〇 達電第三八號)

第一條 電燈部電燈營業所出張所所屬現業員及從業員昭和十四年十二月一日ヨリ昭和十五年十一月三十日ニ至ル期間内ニ於テ昭和十四年十一月三十日迄ニ送電セル定額ラヂオ受信機ノ容量ヲ調査シ承認容量ヲ超エタルモノヲ正當ノ容量ニ變更セシメタルトキハ本規程ニ依リ手當ヲ支給ス但シ本市使用ノモノ及料金ヲ特定セルモノニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第二條 手當ハ容量種別一段上リ一箇ニ付十五錢トス

第三條 容量調査ノ爲定時間外又ハ休日勤務ヲ爲スモ本規程ニ依ル手當以外ノ諸給與ハ之ヲ支給セス

第四條 本規程施行ニ關シ必要ナル事項ハ電燈部長之ヲ定ム

●ラヂオ受信機容量調査手當支給規程施行細則

(昭和一四、一一、二二 達電第三八號)

第一條 既設(昭和十四年十一月三十日以前ニ送電セルモノ)定額ラヂオ受信機ノ容量調査ニ關スル取扱ハ本細則ノ定ムル

トコロニ依ル

第二條 受信機ノ容量ヲ調査シ申込容量ニ相違セルモノヲ發見シ正規ノ容量ニ變更セシメタルトキハ發見者ハ容量相當ノ試驗票ヲ貼付スルモノトス

試驗票ニハ發見者印ヲ押捺スルモノトス

試驗票ハ營業課營業係ニ於テ電務課試驗係ヨリ受領ノ上電燈營業所ニ交付シ電燈營業所ハ必要ニ應ジテ之ヲ出張所ニ交付スルモノトス

出張所ハ試驗票整理簿(第一號表)ニ依リ試驗票ノ出入ヲ明カニスルモノトス

第三條 前條第一項第一號ノ手續ヲ完了シタルトキハ發見者ハ容量變更證明書(以下證明書ト稱ス)ヲ發行スルモノトス

證明書ニハ摘要欄ニ既設分ノ送電年月日ヲ記入スルモノトス

第四條 證明書ハ出張所ニ於テ他ノ證明書ト區別シ別ニ一括シ日計表(第二號表)ニ二通ヲ添付電燈營業所ニ送付スルモノトス

證明書及日計表ニハ洩レナク(特)印ヲ押捺スルモノトス

第五條 電燈營業所ハ證明書ヲ精査ノ上料金課計算係ニ送付シ日計表ノ一通ハ合計表添付庶務課計理係ニ送付スルモノトス

第六條 電燈營業所ハ毎月二十日發見數ヲ締切り其月末日迄ニ別ニ定ムル様式(一般獎勵金支給様式)ニ依リ手當支給明細書ヲ庶務課計理係ニ送付スルモノトス

第七條 計理係ハ前表書ヲ精査照合ノ上各所分ヲ取纏メ手當支給手續ヲ爲スモノトス

(第一號表)

試驗票整理簿

試驗票受入月日	容量別試驗票受入數	容量別使用枚數	容量別殘數	需用者住所氏名	勸誘月日

(第二號表)

定額ラヂオ受信機容量變更日計表 昭和 年 月 日

既設送電容量 勸誘送電容量	10V A 以下	20V A 以下	30V A 以下	40V A 以下	50V A 以下	60V A 以下	70V A 以下	80V A 以下	90V A 以下	100V A 以下

出張所

●電氣供給停止手當支給規程

(昭和一一、八、一 達電第四四號制定)
(昭和一一、五、七 達電第三七號改正)

- 第一條 電燈部料金課照査係所屬現業員ニシテ大阪市電氣使用條例第二十四條第一號ニ依リ電氣ノ供給ヲ停止シ又ハ之ヲ見合セ延滞金額ヲ徴收シタル者ニ對シテハ本規程ニ依リ電氣供給停止手當(以下手當ト稱ス)ヲ支給ス
- 第二條 一月ノ手當支給總額ハ左ノ各號ニ依リ算出シタル金額ノ合算額トス
 - 一 電氣ノ供給ヲ停止シ又ハ之ヲ見合セ延滞金額ヲ徴收シタルトキ 各一件ニ付 七 錢

- 二 電氣ノ供給停止ヲ見合セ延滞金額ヲ徴收シタルトキハ一件ニ付前號支給額ノ外徴收金額ノ二百分ノ一但シ合算額一圓ヲ超ユルコトヲ得ス
- 第三條 各人ニ對スル支給額ハ其ノ取扱件數、勤務成績其ノ他ノ事由ヲ調査シ電燈部長之ヲ定ム
- 第三條ノ二 手當ハ前月ノ集金締切日ノ翌日ヨリ其ノ月ノ集金締切日ニ至ル一月分ヲ其ノ月末日迄ニ支給ス
- 第四條 職務怠慢ニ因リ集金ニ支障ヲ生セシメ又ハ不都合ノ行爲アル者ニ對シテハ支給額ヲ減シ又ハ支給ヲ爲ササルコトアルヘシ
- 第五條 第一條ニ掲クル勤務ノ爲定時間外又ハ休日勤務ヲ爲スモ本手當以外ノ給與ハ之ヲ支給セス
- 第六條 本規程施行ニ必要ナル事項ハ電燈部長之ヲ定ム

附 則

大正十二年十月五日市長決(大阪電燈株式會社カ其ノ使用人ニ對シ定メタル獎勵金其ノ他ノ特別手當ヲ電氣局員ニ準用ノ件)中「不拂中止手當」ヲ削除ス

附 則 (昭和一一、三、三 達電第七號)

本改正規定ニ依ル支給ハ昭和十三年三月分ヨリ之ヲ施行ス

第三節 各種勸誘料獎勵金及諸手當ノ支給手續ニ

關スル事項

●各種勸誘料獎勵金及諸手當ノ支給手續ニ關スル件

(昭一四、七、三一 電庶計第四〇二號)

- 一、電燈營業所當該掛ハ諸給與金ノ支給ニ關スル計算ヲ毎月二十日ヲ以テ締切り各種給與金ニ付キ支給總額ヲ支給分配案(甲第一號様式)ニ記入シタル上當該出張所ニ送付スルモノトス(電力竝電熱五キロ以上ノ勸誘獎勵金ヲ除ク)
- 二、出張所主席ハ次項ニ掲ケタル標準ニ據リテ算定シタル分配金額及各出勤日數其ノ他ノ要項ヲ支給分配案ニ記入ノ上之ヲ電燈營業所當該掛ニ返付スルモノトス
- 三、諸給與金分配ノ標準
 - 一、諸給與金ノ半額ハ之ヲ出勤日數ノ割合ニ按分スルコト
 - 二、諸給與金ノ半額ハ之ヲ勤務成績ノ點數ノ割合ニ按分スルコト
 - 三、季節モノ(電氣扇、炬燵、増燵勸誘等)以外ノモノハ前二號ノ規定ニ拘ラス出勤日數ヲ加味セル勤務成績ニ據ルコトヲ得
- 四、電燈營業所當該掛ハ支給分配案ヲ審査シ各電燈營業所長ノ決裁ヲ受ケタル後各種給與金算定表竝出張所別支給明細書(出張所以外ノ分ヲ含ム)作成ノ上支給分配案ト共ニ月末迄ニ出納掛ニ廻附スルコト
- 五、電燈營業所出納掛ハ前項各種書類ニヨリ出張所別及出張所以外ノ支給金額ヲ諸給與金支給明細簿(甲第二號様式)ニ記入ノ上之ヲ電燈營業所長ニ提出シ其ノ承認ヲ受ケタル後各種個人別支給分配案ニ基キ費目別個人別支給明細書(乙第一號及第二號様式)ヲ作成シ之レニ各種給與金算定表竝出張所別支給明細書ヲ添へ毎月五日迄ニ庶務課計理係ニ送付スルモノトス
- 六、電燈營業所出納掛ハ諸給與金支給明細票(甲第三號様式)ヲ作成之ヲ諸給與金支給明細書ト共ニ電燈營業所長ニ提示シ其

ノ査閲ヲ受ケ受領セル各種給與金ヲ毎月二十七日諸給與金支給明細票ト共ニ出張所主席又ハ其ノ代理人ニ交付シ諸給與金支給明細簿ニ受領印ヲ徴スルモノトス

- 七、出張所ハ諸給與金受渡明細書(甲第四號様式)ヲ備付ケ、主席ハ之ニ個人別分配金額ヲ記入ノ上各所員ニ現金ヲ交附シ其ノ領收印欄ニ夫々直接ニ領收印ヲ徴スルモノトス
- 八、出張所主席ハ諸給與金受渡明細書ヲ出納掛ヲ經テ翌月五日迄ニ所管電燈營業所長ニ提出シ其ノ査閲ヲ受クルモノトス
- 九、電燈營業所及出張所ハ諸給與金支給關係書類ハ常ニ整理ノ上保管スルモノトス

記

- 一、電燈燭光増加勸誘獎勵金
- 一、電燈勸誘獎勵金
- 一、電氣扇勸誘獎勵金
- 一、電力勸誘獎勵金
- 一、電熱勸誘獎勵金
- 一、白熱瓦斯入電球販賣獎勵金
- 一、ラヂオ聴取申込取次獎勵金
- 一、ラヂオ受信機容量増加勸誘獎勵金
- 一、受託電氣機械器具材料販賣勸誘料
- 一、點燈手當
- 一、炬燵勸誘獎勵金

(様式省略)

雜
事
項

第七章 雜事項

●一需用場所ニ於テ計器又ハ電動機二箇以上使用ノ場合ニ於ケル取扱

(昭和二二、一一、三〇)

- 一、一需用場所ニ於ケル計器ハ一供給種別ニ付一箇ヲ原則トシ已ムヲ得サル場合ノ外ハ二箇以上ヲ取付ケサルモノトス
- 二、一需用者ニシテ一需用場所ニ於テ計器又ハ電動機二箇以上ヲ使用スルモノノ料金ハ合計容量ヲ基準トシテ算定ス
昭和十二年十二月一日ニ於テ、現ニ計器又ハ電動機毎ニ料金ノ算定ヲ爲セルモノニ對シテモ、爾後前項ニ依リ算定ス、但シ電力準備料ニシテ合計容量ヲ基準トシタル結果、從來徴收ノ料金ヨリ値上リトナルモノハ契約要項ニ變更ナキ限り、電氣使用料ノミ合計容量ニ依リ準備料ハ從來通りトシ契約要項ニ變更アリタル場合ハ前項ニ依ル
- 三、一需用場所ニ於テ二箇以上ノ計器取付ノ場合一部ノ計器ニ關シ異動ヲ生シタルトキハ他ノ計器ニ對シテモ臨時檢針ヲ爲スモノトス

●百「ヴォルト」三相三線式送電取扱

百「ヴォルト」三相三線式ニ依リ送電スルモノシテ單相計器二個ヲ使用スル場合ハ左ノ通り取扱フ

- 一、計器使用料ハ二箇分ヲ徴收ス
- 二、準備料ハ計器一箇ノ格定「アマペア」ニ $\sqrt{3}$ (一・七三)ヲ乗シタル「アマペア」(一「アマペア」未滿ノ端數ヲ生シタル

場合ハ四捨五入トス)ニ依リ徴收ス
百「ヴォルト」三相三線式計器使用ノ場合ニ於テモ右ニ依ルモノトス

●不拂中止取扱

- 一、料金課照査係不拂中止ヲ爲サントスル場合ハ書面又ハ口頭ヲ以テ豫メ需用者ニ通知スルモノトス
- 二、照査係不拂中止ヲ爲シタル場合ハ出張所集金傳言簿ニ不拂金額及中止ノ方法其ノ他要項ヲ記入シ不拂中止證明書ヲ作成シ中止ノ方法及不拂金額ヲ記入「不拂中止」ノゴム印押捺ノ上貸付電球ト共ニ出張所ニ交付スルモノトス
- 三、出張所ハ不拂中止證明書ニ依リ中止受付簿ニ中止ノ方法、不拂金額其ノ他ノ要項ヲ記入シ證明書ノ一片通知書ニ受領印ヲ押捺シ照査係ニ交付スルモノトス
- 四、照査係ハ前號通知書ヲ電燈營業所工事掛ニ送付スルモノトス
- 五、照査係又ハ集金係不拂料金ヲ收入シタル場合ハ出張所ニ通知シ同所ハ中止受付簿並ニ集金傳言簿ニ記入ノ上送電ヲ爲スモノトス
- 六、出張所不拂料金ヲ現收シタル場合ハ前號ニ準シ處理シ照査係經由集金係ニ不拂料金現收ノ通知ヲ爲スモノトス
右通知ハ使用料及損料ハ測定分送電料現收金送付票綴ニ依リ諸工料、工事費、賣渡材料代其ノ他ハ測定分賣品工費現收金送付票(當分ノ間現收金通知票ヲ代用ス)ニ依リ之ヲ行フモノトス
- 七、送電ノ爲メ出張所ニ於テ引込線ノ假接續ヲ爲シタル場合直ニ營業所ニ本工事ノ請求ヲ爲スモノトス
- 八、不拂中止需用者ニ於ケル貸付器具ハ集金係及出張所ニ於テ紛失セサル様特ニ注意シ紛失ノ虞アル場合又ハ送電ノ見込ナキ場合ハ集金係又ハ出張所ニ於テ遲滞ナク取除ノ手續ヲ爲スモノトス

九、庶務課庶務係ニ於テ不拂中止ヲ爲ス場合ハ本取扱ニ準シ處理スルモノトス

●カード照合手續

- 一、料金課計算係ノ料金「カード」ト出張所ノ需用者「カード」トノ照合ハ本手續ニ依リ之ヲ行フモノトス
- 二、計算係及出張所ハ年一回以上「カード」ノ照合ヲ爲スモノトス
- 三、「カード」ノ照合ハ毎月二十五日ヨリ月末マデノ間ニ於テ各「カード」擔當者之ヲ行フモノトシ擔當者事故アルトキハ其ノ代理者(出張所ハ主席又ハ次席)之ヲ行フコトヲ得、照合ハ計算係室ニ於テ爲スモノトス
- 四、前號ノ照合期間ニ於テ一方ノ都合ニ依リ「カード」照合ノ完結ヲ爲シ能ハサル場合ハ出張所ハ適當ナル時期ヲ選ビ主席又ハ次席ノ應援ヲ受ケ照合ノ完結ニ努ムモノトス此ノ場合、計算係擔當者事故アルトキハ出張所應援者之ニ代ルコトヲ得
- 五、「カード」照合ヲ爲サントスルトキハ双方豫メ打合セノ上出張所ハ「料金並需用者カード照合票」二通ニ照合スヘキ町名、門標、其ノ他所要事項ヲ記入シ營業所長ノ承認ヲ受ケ出張ノ際該票ヲ計算係長ニ提示スルモノトス
- 六、「カード」照合ハ計算係長指揮ノ下ニ行ヒ最モ慎重ニ處理シ遺漏ナキヲ期スルモノトス
- 七、「カード」ノ加除訂正ハ總テ所定ノ傳票其ノ他書類ニ基キ處理シ些細ナル事項ト雖モ任意ニ加除訂正ヲ爲ササルモノトス
- 八、「カード」不合ニ依リ燭光調査傳票又ハ傳票訂正通知票ヲ發行シタル場合ハ出張所ハ遲滞ナク實地調査ヲ行ヒ當該傳票ニ現狀並相違事由ヲ明記シ營業所經由計算係ニ送付スルモノトス
- 九、「カード」照合ノ經過ヲ明カニスル爲「料金並需用者カード照合票」二通ニ其ノ處理事項ヲ記入シ計算係長ノ認印ヲ受ケ一通ハ計算係ニ保管シ一通ハ營業所長ノ認印ヲ受ケタル上出張所ニ保管スルモノトス
- 一〇、照査係ハ照合済「カード」ニ付之ガ照査ヲ爲スコトアルモノトス

●門標打替手續

一九八

- 一、門標打替ハ左記ノ場合出張所ニ於テ之ヲ行フモノトス
イ、町名改稱
ロ、區劃整理
ハ、其ノ他特殊ノ理由アル場合
- 二、門標ノ打替ヲ要スル場合出張所ハ新舊町名、需用者數、集金區、打替理由其ノ他必要事項ヲ電燈營業所ニ申シ出ルモノトス
- 三、營業所ハ關係係ニ合議ヲ爲シ電燈部長ノ決裁後所要門標、町名印等ヲ出張所ニ交付スルモノトス
- 四、料金課計算係前號ノ合議ニ基キ新町名印ヲ準備スルモノトス
- 五、出張所ハ打替着手一週間以前ニ計算係其ノ他關係係ト左記事項ニ付打合ヲ爲スモノトス
イ、集金區名
ロ、町名
ハ、打替開始月日
ニ、打替期間
- 六、出張所ハ門標打替後新舊町名及新舊門標番號ヲ併記セル門標打替票ヲ作成シ、之ニ依リ需用者「カード」同索引簿其ノ他ニ手入ノ上舊門標順ニ整理シ之ヲ營業所經由計算係ニ送附スルモノトス
- 七、出張所ハ門標打替後ニ於テモ計算係ヨリ「カード」整理濟ノ通知アル迄ハ各種證明書ニハ新町名及新門標番號ノ外ニ舊町名及舊門標番號ヲ朱書併記スルモノトス
- 八、計算係ハ出張所ヨリ送付サレタル門標打替票ニ依リ「カード」ノ町名及門標番號ノ改訂ヲ爲シ當月領收證發行直後新町名及新門標番號ニ依リ之カ整理ヲ爲スモノトス、但シ從量燈「カード」ニ付テハ料金課計量係ト打合セノ上之ヲ爲スモノトス
- 九、計算係ハ前號ノ整理完了シタルトキハ、直ニ其ノ旨出張所ニ通知スルモノトス

●局用電氣設備取扱規程

(昭和九、六、三〇 達電第一四號制定)
(昭和一一、三、七 達電第四六號改正)

- 第一條 電氣局内各所ニ於テ使用スル電燈、電力、電氣扇、電熱等ノ電氣設備ノ取扱ハ本規程ニ依ル但シ公舎ノ電燈以外ノ電氣設備及軌道用電燈ニ關シテハ此ノ限ニ在ラス
- 第二條 電氣設備ノ新設、増設、位置替又ハ改修等工事ヲ必要トスルモノハ設備箇所ノ當該部課ヨリ設備ノ要項及理由竝支費目ヲ具シ主計部計理課(以下計理課ト稱ス)ニ之カ施行ヲ請求スヘシ
- 第三條 前條ノ請求ヲ受ケタル計理課ハ設備要項及支費目ヲ記入セル工事申込書ヲ作成シ豫算ノ關係上見積ヲ要スルモノハ其ノ旨ヲ附記シ電燈部營業課ヲ經由シ電燈營業所ニ之ヲ送付スヘシ但シ九條構内ノ電氣設備ニ關シテハ電燈部内線課ヲ經由スヘシ
- 第四條 工事申込書ヲ受ケタル電燈營業所ハ左ノ各號ニ依リ之ヲ處理スヘシ
一、見積ヲ要スルモノハ見積書ヲ作製シ電燈部營業課ヲ經由シ計理課ニ之ヲ送付シ其ノ承諾ヲ得テ工事ヲ施行ス
二、見積ヲ要セサルモノハ直ニ工事ヲ施行ス
三、工事ヲ請負ニ附シタルトキハ工事代金全額ヲ直接支出費目ヨリ支辨ス但シ電燈及之ニ準スルモノノ普通工事ハ電燈部ノ當該費目ヨリ之ヲ支辨ス
四、工事ヲ直營トシタルトキハ使用材料ノミヲ直接支出費目ヨリ支辨シ人件費ハ電燈部ノ當該費目ヨリ之ヲ支辨ス
- 第五條 送電、中止、燭光又ハ容量ノ變更等工事ヲ必要トセサルモノハ設備箇所ノ當該部課ニ於テ要項ヲ記入セル申込書ヲ作成シ電燈部營業課ヲ經由シ電燈營業所ニ之ヲ送付スヘシ

一九九

電氣扇、暖房用電熱及公舍用電燈ニ關スル申込書ハ設備箇所ノ當該部課ノ請求ニ依リ總務課ニ於テ之ヲ作成ス但シ現業員公舍用電燈ノ申込書ハ厚生課ニ於テ之ヲ作成スルモノトス

第六條 前條ノ申込ヲ受ケタル電燈營業所ハ一般ノ取扱ニ準シ之ヲ處理スヘシ

第七條 電燈營業所及同出張所ハ本規程ニ依ル關係傳票及諸證憑書類取扱ノ際ハ局用印ヲ押捺スヘシ

●電氣科學館委託販賣規程

(昭和一二、五、五 達電第一四號)

第一章 委 託

第一條 委託品ノ原價及賣價ハ委託者ト協定ス但シ其ノ種類數量其ノ他ニ付テハ本市之ヲ定ム

第二條 委託者ハ本市指定ノ納期ヲ嚴守シ若ハ委託品ノ不足其ノ他ニ因リ販賣ニ支障ヲ生スル虞アルトキハ豫メ之ヲ本市ニ通知スヘシ

第三條 委託品ノ原價ハ販賣済ニシテ、代價ヲ收入セルモノニ限り之ヲ支拂フ

前項ノ原價支拂ハ毎月二十日(三月ハ三十一日)現在ニ依ル但シ特別ノ事由アリト認ムルトキハ該期日ニ依ラサルコトアルヘシ

第四條 月賦販賣品ノ月賦額其ノ他ニ付テハ其ノ都度委託者ト之ヲ協定ス

第五條 見積製作品ニ付買主ヨリ内金ヲ徴收シタルトキハ其ノ全部又ハ一部ヲ委託者ニ交付ス

前項ノ交付シタル内金ハ賠償額ノ豫定トス但シ正當ナル事由ニ因リ買主契約ヲ解除セルトキハ委託者ハ受領セル内金ヲ本市ニ返還スルモノトス

第六條 委託品ハ其ノ性質又ハ特殊ノ事由ニ因リ委託者ヲシテ之ヲ買主ニ配達セシムルコトアルヘシ

前項ノ配達ニ要スル費用ハ委託者ノ負擔トス

第七條 販賣後三月以内ニ生シタル委託品ノ自然故障ニ付テハ委託者ヲシテ之ヲ無償修繕セシム

委託品ノ性質其ノ他ニ因リ特殊ノ事由アルモノノ無償修繕期間ハ其ノ都度之ヲ定ム

第八條 原價支拂後正當ナル事由ニヨリ買主ヨリ返品アリタルトキハ委託者ヲシテ既拂ノ原價ヲ本市ニ返還セシム

第九條 委託販賣ニ付本市ノ責ニ歸スヘカラサル事由ニ因リ本市損害ヲ被リタルトキハ委託者之カ賠償ノ責ニ任ス

第十條 委託者委託品ト同一種類ノ電氣機械器具材料ノ宣傳等ニ關シ本市名ヲ利用セントスルトキハ豫メ本市ノ承認ヲ受クルコトヲ要ス

第二章 販 賣

第十一條 販賣品ノ購入申込ノ受付ハ電氣科學館陳列所係ノ外電燈營業所出張所ニ於テモ之ヲ行フ

第十二條 月賦販賣ヲ爲ストキハ買主ヨリ所定ノ月賦契約書ヲ提出セシム

第十三條 見積製作品ニ付本市必要アリト認ムルトキハ賣價ノ三分ノ一以上ノ内金ヲ買主ヨリ徴收ス

買主正當ナル事由ナクシテ契約ヲ解除セルトキハ内金ハ返還セサルモノトス

第十四條 販賣品ハ市内無料ニテ之ヲ配達ス

第十五條 販賣後左ノ期間内ニ生シタル販賣品ノ自然故障ニ付テハ本市之カ無償修繕ノ責ニ任ス但シ電球真空管其ノ他之ニ類

スルモノニ付テハ此ノ限ニ在ラス

一、第七條第一項ニヨル販賣品 三 月

二、同條第二項ニ依ル販賣品 別ニ定ムル期間

第十六條 販賣後正當ナル事由ニヨリ一月以内ニ返品アリタルトキハ本市之ヲ承認スルコトアルヘシ

「註」一、電氣科學館條例拔萃 (昭和一一、一一、二二 條例第五五號)

第十五條 出品物ニ對シテハ本市ノ陳列品ニ對スルト同一ノ注意ヲ爲スモ尙生シタル損害ニ付テハ本市其ノ責ニ任セス
第十七條 陳列所ニ於ケル販賣ハ委託ヲ受ケ之ヲ爲ス但シ時宜ニ依リ委託ニ依ラサルコトアルヘシ
前項ノ委託品ニ對シテハ其ノ都度市長ノ定ムル手数料ヲ徵收ス
第十五條ノ規定ハ委託販賣品ニ之ヲ準用ス

「註」二、電氣科學館條例施行細則拔萃 (昭和一一、一一、五 告示第七二九號)

第十六條 出品物又ハ寄贈品ノ運搬据付及撤去ハ出品者又ハ寄贈者之ヲ爲スモノトス但シ別段ノ特約ヲ爲シタルトキハ此ノ限ニ在ラス

第十九條 出品物ノ陳列及保管ノ方法ハ市長之ヲ定ム

第二十條 市長ハ出品物ノ模寫、撮影等ヲ爲シ又ハ之ヲ公開發賣スルコトアルヘシ但シ別段ノ特約アルトキハ此ノ限ニ在ラス

第二十一條 條例第十五條ノ規定ニ依リ本市ニ於テ出品物ノ損害ノ賠償ヲナスヘキ場合ニ於テハ其ノ賠償額ハ市長之ヲ定ム

出品物ノ亡失ニ因リ前項ノ規定ニ依リ損害賠償ヲ爲シタル後其ノ出品物ヲ發見シタルトキハ本市其ノ所有權ヲ取得スルモノトス、但シ市長ハ出品者ニ之ヲ返還シ賠償金ヲ返還セシムルコトアルヘシ

第二十二條 出品物ヲ讓渡シタルトキハ遲滞ナク當事者連署ヲ以テ名義變更ノ申出ヲ爲スヘシ

讓受人ハ出品物ニ關スル一切ノ權利義務ヲ承繼ス

第二十七條 陳列所ノ販賣品ノ種類左ノ如シ

- 一、照明器具
- 二、家庭用電氣機械器具

三、職業用電氣機械器具

四、醫療用電氣機械器具

五、電氣機械器具及配線ノ材料

六、其ノ他電氣利用上必要ナルモノ

第二十八條 販賣品ノ代價ハ即納トス但シ市長ニ於テ特ニ必要アリト認ムルトキハ月賦ニ依ルコトアルヘシ

第二十九條 販賣ヲ委託セントスル者ハ委託申込書(第六號様式)ヲ提出シ市長ノ承認ヲ受クヘシ

委託品ハ本市所定ノ試験ニ合格シタルモノナルコトヲ要ス

第三十條 委託者ハ自己販賣品ノ一般賣價並第三者ニ對スル委託品ノ原價及賣價ヲ本市ニ對スル委託品ノ當該價格ヨリ低廉ナラシムルコトヲ得ス

第三十一條 第十六條及第十九條乃至第二十二條ノ規定ハ委託品ニ之ヲ準用ス

第三十二條 左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ委託販賣ノ承認ヲ取消シ又ハ委託品ヲ返還スルコトアルヘシ

一、本細則ニ違反シ又ハ本細則ニ基ク指示ニ從ハサルトキ

二、本市ノ都合ニ依ルトキ

●電燈出張所ニ於ケル販賣電球統一ニ關スル件 (昭和一四、二、一七 電管々第一〇四號)

現在電燈出張所ニ於テ取扱ヒツツアル賣品電球(倉庫品)ノ販賣ハ來ル二月二十日限り之ヲ廢止シ二十一日ヨリ委託電球ヲ販賣スルコトニ決定セルヲ以テ左記ニ依リ處理スルモノトス

記

販賣方法

- 一、委託者 大阪電球株式會社 東西電球株式會社
- 二、電球種別 サン真空電球、サン瓦斯入電球（内面艶消、透明）、サンネオン電球（以上大阪電球會社）、トゥ瓦斯入電球（内面艶消、透明）、トゥ親子電球（以上東西電球會社）
- 三、整理方法

- 一、電燈出張所（以下出張所ト稱ス）ハ所定注文票ニ所要電球ノ種別、數量ヲ記入シ主席捺印ノ上電燈營業所（以下營業所ト稱ス）ニ送付スルモノトス
- 二、營業所ハ出張所ヨリノ注文票ヲ取纏メ出張所別ニ委託者ニ通知スルモノトス
- 三、注文通知ヲ受ケタル委託者ハ直ニ所要電球ニ複寫式納品届三通ヲ添ヘ當該出張所ニ配給スルモノトス
- 四、出張所ニ於テ現品ノ配給ヲ受ケタルトキハ注文個數ト納品届及現品ヲ照合シ個數ニ相違ナキトキハ納品届ノ一通ニ主席捺印ノ上委託者ニ返戻、一通ハ營業所ニ送付、一通ハ出張所ニ保管スルモノトス
- 五、出張所ニ於テ電球ヲ受入レ又ハ販賣ヲ爲シタルトキハ受入數及販賣數ヲ委託者別ニ合計シ委託電球受入及販賣日計表ヲ作成シ營業所ニ送付スルモノトス
- 六、出張所ハ毎月十日目毎ニ日計表ヲ締切リ累計ヲ營業所ニ報告スルモノトス
- 七、營業所ハ委託電球受入販賣合計簿ヲ備ヘ委託者別容量別ニ出張所別ノ販賣日計ノ合計ヲ記入整理ヲ爲シ毎月十日目毎ニ締切ルモノトス
- 八、營業所ハ委託者別、容量別、販賣數ヲ十日目毎ニ締切リ料金課照查係ニ通知スルモノトス
- 九、營業所ハ毎月二十日締切リ、容量別、販賣數及殘箇數ヲ委託者ニ通知シ原價支拂及獎勵金支給手續其ノ他必要事項ノ處理ヲ爲シ關係各係ニ書類ヲ送付スルモノトス
- 一〇、出張所主席ハ毎年二回（九月、三月）營業所員及委託者立會ノ上電球在庫數ニ付調査シ帳簿ト照合スルモノトス

現在賣品電球（倉庫品）ノ整理方法

- 一一、電球ノ不良品及取扱中破損シタルモノハ故意又ハ過失ナキ限り委託者ノ負擔ニ於テ取換ヲ爲スモノトス
 - 一二、現收領收證ハ出張所ニ於テ發行スルモノトス
- 現在賣品電球（倉庫品）ノ整理方法
- 一、現在販賣セル倉庫品電球ハ之ヲ納入者ニ返戻、新品（貸付品ニシテ試験済ノモノ）ト交換スルモノトス
但シ二十ワット電球ハ在庫數ニ限り尙出張所ニ於テ販賣スルモノトス
 - 二、現ニ出張所手持賣品電球（倉庫品）ハ二月二十日現在ヲ以テ其ノ燭別箇數ヲ調査シ「假出庫請求券」所定欄ニ箇數ヲ朱書シ（三通作成）一通ハ庶務課計理係經由用品課倉庫係ニ送付、一通ハ營業所ニ、一通ハ出張所ニ保管スルモノトス
 - 三、前項ニ依リ假出庫請求券ヲ送付シタルトキハ同日附ヲ以テ「出張所扱電球及器具受拂日計表」中「賣渡電球支出高」ノ「新品不用分戻入」欄ニ記入スルモノトス
 - 四、出張所主席ハ現品ニ付テハ營業所掛員及納入者（大阪電球會社、東西電球會社）立會ノ上之ヲ委託品ニ振替ノ形式ヲ採リ納入者ヨリ現品受取證並納品届ヲ受領スルモノトス
 - 五、出張所ニ於テ委託者ヨリ納品届ヲ受ケタルトキハ之ヲ委託品トシテ處理シ「委託電球受入、販賣日計表」當該欄ニ受入箇數トシテ計上スルモノトス
- 追而此後ニ於ケル賣價ノ變動ハ市電ノ店ヨリ通知スルモノトス

●現場ナキ需用家カード取扱ニ關スル件 (一)

(昭和一四、三、一六) (電營企第一七二號)

現場ナキ需用家「カード」中賠償金徴收ノ見込ナキモノニシテ現在未處理ノモノ並將來ノ取扱ハ左記ニ依リ處理スルモノトス

尙本取扱ニ依ル工事傳票及諸證憑書類ニハ總テ事故印ヲ朱記スルコト

記

- 一、出張所ニ於テ現場ナキ需用家カードヲ發見シタルトキハ直ニ該事故ニ付キ調査シ別紙「需用家カード事故整理上申書」(以下單ニ整理上申書ト稱ス)及取除工事傳票ヲ作成シ之ヲ營業所長ニ報告スルモノトス
 - 二、營業所長ハ前記ノ書類ヲ直ニ再調シ其ノ經過ヲ整理上申書ニ書添ヘ取除工事傳票ハ之ヲ保管シ整理上申書ハ之ヲ營業課企畫係長ヘ送付スルモノトス
 - 三、企畫係長ハ前記ノ整理上申書ヲ審査シ必要アルトキハ現場調査ノ上意見ヲ付シ電燈部長ニ上申スルモノトス
前項ノ上申承認アリタルトキハ企畫係長ハ「需用家カード事故整理上申書」號承認書」ヲ作成シ之ヲ營業所長ニ送付スルモノトス
 - 四、營業所長ハ前記ノ「需用家カード事故整理上申書」號承認書」ニヨリ該取除工事傳票ヲ發行シ之ハ一般取扱ニ準シ處理スルモノトス
- 尙營業所ニ於ケル本件取扱上ニ伴フ諸獎勵金ノ支給ハ其ノ性質上特ニ遠慮スルコト

●現場ナキ需用家カード取扱ニ關スル件 (二)

(昭和四、四、二二) (電營企第一七二號ノ二)

過日通牒セル標記ノ件ノ取扱ニ關シテハ更ニ左記諸點ニ注意相成度

記

- 一、出張所ハ必ス現場調査ノ上引込線ニシテ共同或ハ單獨ノ區別ヲ認定シ得ル場合ハ其ノ旨整理上申書並取除工事傳票ノ引込箇數欄ニ記入スルコト

- 一、出張所ハ當該需用家ニ關係スル配線ニシテ整理ノ必要アリト認メタル場合ハ前項書類ニ再調査ト朱書スルコト
- 一、營業所ハ其ノ必要ト認ムルモノ及ヒ前項ノ再調査ト朱書サレタルモノニ對シテハ現場調査ノ上適當ニ配線ノ整理ヲ行フコト
- 一、營業所ハ引込線ニ付凡テ共同單獨ノ區別ヲ決定スルコト
但シ區別困難ナルモノハ其ノ營業所ニ於ケル現在取付數ノ比率ニ準據シテ決定スルコト
- 一、獎勵金ハ工事傳票ヲ發行スルモ現實ニ取除工事ヲ伴ハサルモノニ對シテハ支給セサルコト
但シ整理上必要ナル調査並ニ調査ノ結果ニヨル工事ニツキテハ此ノ限りニ在ラス

●停電周知取扱方

(昭和一二、八、二六 電營々第五一八號)

配電線路等工事ノ爲已ムヲ得ス停電スル場合ハ左記ニヨリ停電通知ヲ爲スモノトス但シ引込線又ハ變壓器吊替等ノ工事ニシテ停電範圍小ナル場合ハ電話又ハ口頭ヲ以テ關係ノ向ヘ停電通知ヲナスモノトス

- 一、電燈營業所ハ左ノ方法ニ依リ需用者ニ通知スルモノトス
 - (イ) はがき發送
 - (ロ) 電柱ニ停電周知ビラ(小型ノモノ)ヲ貼付
- 二、はがきノ發送先ハ左ノ通りトス
 - (イ) 電動力 需用者全部
 - (ロ) 電 熱 契約容量一「キロワット」以上ノ需用者
 - (ハ) 電 燈 官公署、學校、新聞社、病院、劇場、ビルディング等ノ公共事業用又ハ公衆集會場ノ電燈需用者

(ニ)前記以外特ニ通知ヲ要スルト認メタル需用者
三、はがきハ遅クモ停電二日前迄ニ需用者ニ到達スル様發送シ、停電周知ビラハ停電ノ前日迄ニ當該電柱ニ貼付スルモノトス

四、工事了シ送電シタルトキハ出張所員協力ノ上電柱ニ貼付セル停電周知ビラヲ迅速ニ剝キ取ルモノトス
五、右ノ外出張所員ハ停電周知ビラ(大型ノモノ)ヲ戶外賭易キ箇所ニ掲示スルモノトス

●積算電力計檢針規程

(昭和一一、三、二五 達電第一五號)

第一條 積算電力計(以下「計器」ト稱ス)ノ檢針ハ定期及臨時ニ之ヲ行フ

定期檢針ハ料金課計量係同一需用者ニ對シ毎月一回定日ニ之ヲ行フ

臨時檢針ハ計器ノ取付、取除、取替、送電中止其ノ他必要アルトキ電燈營業所又ハ同出張所之ヲ行フ但シ必要アリト認ムルトキハ計量係之ヲ行フコトアルヘシ

第二條 事務上已ムヲ得サル事由アルトキハ定期檢針ハ定日ノ前後ニ之ヲ行フ

需用者ノ不在其ノ他ノ事由ニ依リ第一條第二項又ハ前項ニ定ムル日ニ定期檢針ヲ行フコトヲ得サルトキハ其ノ事由止ミタル後直ニ檢針シ其ノ事由ヲ檢針カードノ餘白又ハ裏面ニ記載スヘシ

第三條 計量係檢針員其ノ擔任檢針ヲ完了シタルトキハ檢針カードヲ翌日中ニ料金課計量係ニ送付スヘシ
計量係ハ檢針カード受領ノ日ヨリ三日以内ニ計算カードニ轉記シ之ヲ計量係ニ返戻スヘシ

第四條 電燈營業所計器ヲ取付、取除又ハ取替タルトキハ直ニ左ノ手續ヲ爲スヘシ

一、取付(送電中止ノ爲一時取除タルモノノ復舊ヲ含ム)ヲ爲シタルトキハ電燈、電力又ハ電熱ノ區別及乘數ノ有無ニ從

ヒ適當ノ檢針カードニ取付當時ノ指示數其ノ他必要事項ヲ記入シ送電開始後送付簿ト共ニ之ヲ計量係ニ送付スルコト

二、取除ヲ爲シタルトキハ臨時檢針票ニ取除理由其ノ他必要事項ヲ記入シ送付簿ト共ニ之ヲ計量係ニ送付スルコト

三、取替ヲ爲シタルトキハ新計器ニ付テハ第一號、舊計器ニ付テハ前號ヲ準用シ關係書類ニハ取替ノ理由ヲ記入スルコト

第五條 從量需用者ノ名義變更ヲ爲ストキハ電燈營業所ハ所屬出張所ノ發行シタル電燈讓受通知書(電力需用者ノ名義變更ノトキハ電動力名義變更證明書)ニ依リ計器カードヲ整理シタル後直ニ送付簿ト共ニ該通知書ヲ計量係ニ送付スヘシ
計量係ハ前項通知書ニ依リ檢針カードニ必要事項ヲ記入シ之ヲ電燈營業所ニ返戻スヘシ

第六條 計器ヲ取付タル儘送電ヲ中止シタルトキハ電燈營業所又ハ同出張所ハ直ニ臨時檢針票ニ中止當時ノ指示數其ノ他必要事項ヲ記入シ之ヲ計量係ニ送付スヘシ右中止分ヲ送電シタルトキ亦同シ

第七條 需用者ノ轉居其ノ他ノ事由ニ依リ直ニ料金ヲ取立ツル必要アルトキハ電燈營業所又ハ同出張所ハ臨時檢針ヲ爲シ檢針控票ニ依リ前回檢針時以後ノ使用量ヲ計算シ料金ヲ徵收シ且前條ノ手續ヲ爲スヘシ

第八條 計器ノ取替ヲ爲サシテ契約容量ヲ變更シタルトキハ電燈營業所ハ臨時檢針票ニ指示數其ノ他必要事項ヲ記入シ之ヲ計量係ニ送付スヘシ

第九條 電燈營業所ハ計器ノ取付場所ニ檢針控票ヲ備付クヘシ

檢針員ハ檢針毎ニ其ノ指示數及日附ヲ記入ノ上署名シ檢針控票ニ餘白無キニ至リタルトキハ之ヲ書換フヘシ

第十條 檢針員檢針ヲ爲ストキハ左ノ各號ノ事項ヲ調査スヘシ

- 一、乘數ノ有無
- 二、計器ノ廻轉不良、封印毀損、コイル燒損、ガラス破損其ノ他ノ異狀ノ有無
- 三、計器接續方法ノ誤、需用者ノ故意ニ因ル計器廻轉停止又ハ逆廻轉其ノ他ノ異狀ノ有無
- 四、計器ノ容量、整理番號其ノ他ノ點ニ付檢針カード記載事項ト相違ノ有無

第十一條 檢針員前條各號其ノ他ノ事故ヲ發見シタルトキハ直ニ之ヲ所屬長ニ報告スヘシ

計量係ノ發見シタル事故ニシテ必要アリト認ムルモノハ直ニ之ヲ關係係所ニ通知スヘシ

第十二條 當月分使用電力量從來ニ比シ著シク増減セルトキハ檢針員當該需用者ニ就キ實際使用狀態ヲ調査シ其ノ事由ヲ檢針
カード又ハ臨時檢針票ノ餘白ニ記入スヘシ

附 則

大正十五年達電第三七號積算電力計檢針取扱手續ハ之ヲ廢止ス

●電燈部固定財産整理手續

(昭和一五、四、一 達電第三八號)

第一章 總 則

第一條 電燈部ニ於ケル固定財産ノ整理手續ハ別段ノ定メアルモノノ外本手續ニ依ル

第二條 前條ノ固定財産トハ電燈部所管ノ左ニ掲クルモノヲ謂フ

- 一、引込線、屋内配線
- 二、變壓器、避雷器、靜電蓄電器、自動開閉器
- 三、扇風機、電氣炬燵、反射型ストロブ、電氣コンロ
- 四、積算電力計、變成器
- 五、電流制限器、電動機、同附屬開閉器、電流計、其ノ他特種電力器具、投光器、孤光燈、特種高壓受電用器具
- 六、大容量碍子型スイッチ(延原式)
- 七、電球

八、廣告燈器具

九、地中變壓器(ケーブル引込接続分)

十、天象儀、冷房裝置、スカイサイン其ノ他電氣科學館用機械器具

發三條 固定財産整理ハ會計年度ヲ以テ區分シ銷却並異動年度ハ財産増減ノ確定日ノ屬スル年度ニ依ル

第四條 管理又ハ保管係所ハ固定財産現品臺帳(以下現品臺帳ト稱ス)ヲ備ヘ現品ノ保管狀態ヲ明カニシ毎年度末庶務課計
理係(以下計理係ト稱ス)ノ固定財産臺帳ト照合スルモノトス

第二章 增 加

第五條 設備ノ竣工又ハ檢收ヲ完了シタルトキハ管理又ハ保管係所ハ正規ニヨリ固定財産増加手續ヲナスモノトス

第三章 銷 却

第六條 固定財産ヲ賣渡、取除燒失又ハ修理不能其ノ他ニヨリ主計部用品課倉庫係(以下倉庫係ト稱ス)ニ
返納シタルトキハ左ノ各號ノ定ムル所ニヨリ固定財産銷却手續ヲナスモノトス

但シ修繕工事ニ伴ヒ取除キタル場合ハ此ノ限ニアラス

一、引込線、屋内配線

賣渡取除燒失又ハ亡失シタルトキハ電燈營業所ハ毎月二十日締切固定財産銷却通知書(以下銷却通知書ト稱ス)ヲ作
成シ計理係ニ送付スルモノトス(様式第一號)

二、變壓器、避雷器、靜電蓄電器、自動開閉器

(イ) 取付中又ハ電燈營業所保管中ニ毀損燒失又ハ亡失シタルトキハ電燈營業所ハ其ノ都度機器返納票(様式第二號)

ニ理由ヲ詳記シ形骸殘存セルモノハ之ト共ニ内線課研究係(以下研究係ト稱ス)ニ送付スルモノトス

(ロ) 研究係機器返納票ノ送付ヲ受ケタルトキハ調査ノ上固定財産銷却ノ要アリト認メタルトキハ其ノ都度銷却通知書

ヲ作成シ計理係ニ送付スルモノトス

(ハ) 研究係保管中焼失、亡失又ハ修理不能ノタメ倉庫係ニ返納シタルトキハ其ノ都度銷却通知書ヲ作成シ計理係ニ送付スルモノトス

三、扇風機、電氣炬燵、反射型ストーブ、電氣コンロ

(イ) 電燈營業所ニ保管中又ハ需用者ニ貸付中毀損焼失、亡失又ハ賣渡シタルトキハ電燈營業所ハ其ノ都度事故(又ハ賣渡)報告書(様式第三號)及貸付器具返納票(様式第四號)ニ理由詳記ノ上事故報告書ハ營業課營業係(以下營業係ト稱ス)へ貸付器具返納票ハ内線課研究係中之島修理工場(以下修理工場ト稱ス)ニ送付スルモノトス

前項ノ場合ニ於テ形骸残存セルモノハ貸付器具返納票ト共ニ修理工場ニ送付スルモノトス

(ロ) 修理工場貸付器具返納票ノ送付ヲ受ケタルトキハ營業係ト協議ノ上固定財産銷却ノ要アリト認メタルモノニ付其ノ都度銷却通知書ヲ作成シ計理係ニ送付スルモノトス

(ハ) 修理工場ニ於テ保管中焼失、亡失又ハ修理不能等ノタメ銷却シタルトキハ其ノ都度銷却通知書ヲ作成シ計理係ニ送付スルモノトス

四、積算電力計、變成器

(イ) 電燈營業所ニ於テ保管中又ハ需用者ニ貸付中毀損、燒失又ハ亡失シタルトキハ電燈營業所ハ其ノ都度事故(又ハ賣渡)報告書並計器返納票(様式第五號)ニ理由詳記ノ上事故(又ハ賣渡)報告書ハ内線課内線係(以下内線係ト稱ス)へ積算電力計返納票ハ電氣部電務課試驗係(以下試驗係ト稱ス)ニ送付スルモノトス

前項ノ場合ニ於テ形骸残存セルモノハ計器返納票ト共ニ試驗係ニ送付スルモノトス

(ロ) 内線係ハ送付ヲ受ケタル事故報告書ニ基キ事故原因調査ノ上事故報告書ニ調査概要ヲ添付シ營業係ニ送付スルモノトス

(ハ) 試驗係返納票ノ送付ヲ受ケタルトキハ内線係及營業係ト協議ノ上固定財産銷却ノ要アリト認メタルモノニ付其ノ都

度銷却通知書ヲ作成シ計理係ニ送付スルモノトス

(ニ) 試驗係ニ於テ保管中燒失、亡失又ハ修理不能等ノタメ銷却シタルトキハ其ノ都度銷却通知書ヲ作成シ計理係ニ送付スルモノトス

五、電流制限器、電動機、同附屬スイッチ、電流計、其ノ他特種電力器具、投光器、孤光燈、特種受電用器具

(イ) 電燈營業所保管中又ハ需用者ニ貸付中毀損、燒失又ハ賣渡シタルトキハ電燈營業所ハ其ノ都度事故(又ハ賣渡)報告書並機器返納票ニ理由詳記ノ上事故(又ハ賣渡)報告書ハ營業係へ機器返納票ハ研究係へ送付スルモノトス

前項ノ場合ニ於テ形骸残存セルモノハ機器返納票ト共ニ研究係へ送付スルモノトス

(ロ) 研究係機器返納票ノ送付ヲ受ケタルトキハ營業係ト協議ノ上固定財産銷却ノ要アリト認メタルモノニ付其ノ都度銷却通知書ヲ作成シ計理係ニ送付スルモノトス

(ハ) 研究係ニ於テ保管中燒失、亡失又ハ修理不能等ノタメ銷却シタルトキハ其ノ都度銷却通知書ヲ作成シ計理係ニ送付スルモノトス

六、延原式大容量碍子型スイッチ

取除、燒失、亡失又ハ修理不能等ノタメ倉庫係ニ返納シタルトキハ電燈營業所ハ其ノ都度銷却通知書ヲ作成シ計理係ニ送付スルモノトス

七、電球

定額電燈配線(延期分ハ含マス)ヲ取除、燒失、亡失又ハ從量ニ切替シタルトキハ電燈營業所ハ一ヶ月分取纏メ電球ノ銷却通知書ヲ作成シ計理係ニ送付スルモノトス

但シ貸付電球ノ毀損、亡失、其ノ他ニ依リ需用者ヲシテ賠償セシメタルモノニ就テハ此ノ限りニアラス

八、廣告燈器具

賣渡シタルトキハ營業係ハ銷却通知書ヲ作成シ計理係ニ送付スルモノトス

九、天象儀、冷房装置、スカイサイン其ノ他電氣科學館用機械器具

賣渡、取除、焼失、亡失又ハ修理不能ノタメ倉庫係ニ返納シタルトキハ電氣科學館設備係ニ於テ其ノ都度銷却通知書ヲ作成シ計理係ニ送付スルモノトス

第七條 計理係ハ管理又ハ保管係所ヨリ銷却通知書ノ送付ヲ受ケタルトキハ固定財産滅失銷却調書ヲ作成シ正規ニ依リ銷却手續ヲナスモノトス

第四章 異 動

第八條 固定財産ノ整理科目、用途管理部課ヲ變更セントスルトキハ管理又ハ保管係所ニ於テ固定財産異動通知書(様式第六號)(以下異動通知書ト稱ス)ヲ作成シ計理係ニ送付スルモノトス

第九條 地中變壓器(ケーブル引込接続分)ハ電燈營業所ニ於テ一ケ年分取纏メ異動通知書ヲ作成シ内線係經由計理係ニ送付スルモノトス

第十條 計理係ハ前二條ニ依リ受ケタル異動通知書ニ基キ正規ニ依リ異動手續ヲナスモノトス

附 則

左ノ規定ハ之ヲ廢止ス

昭和二、一二、一六、營第一八〇、配線設備竝電氣機械器具銷却手續

(様式省略)

● 工事費收入整理方法改正ノ件

(昭和一五、三、一八 達燈第三一號)

工事費收入取扱手續左記ノ通り改正シ昭和十五年四月一日ヨリ之ヲ實施スルモノトス

記

◎ 資本勘定工事費收入取扱手續

一、現 收 扱 分

(1) 電燈出張所ハ工事費ヲ現收シタル場合現收金明細書工事費收入欄ニ電燈引込工事、地下引込工事、地下電力引込工事、電燈配線工事其ノ他工事別ニ收入額ヲ記載ノ上電燈營業所ニ送付スルモノトス

(2) 電燈營業所ハ出張所ヨリ送付ノ現收金明細書ヲ集計シタルモノニ自己ノ現收分ヲ加ヘ工事費收入明細書(様式一)ヲ作成シ現收領收證原符送付票ト共ニ料金課照査係(以下照査係ト稱ス)ニ送付スルモノトス

(3) 照査係ハ工事費收入明細書ト現收領收證原符送付票トヲ照合シ工事費收入明細書ハ庶務課計理係(以下計理係ト稱ス)ニ送付スルモノトス

二、引換證及領收證扱分

(1) 電燈營業所ハ工事費收入ノ引換證及領收證ヲ作成シタル場合ハ工事費收入明細書ニ工事別收入額記載ノ上原符送付票ト共ニ照査係ニ送付スルモノトス

(2) 照査係ハ工事費收入明細書ト引換證及領收證ト照合ノ上工事費收入明細書ヲ計理係ニ送付スルモノトス
三、計理係ハ送付ヲ受ケタル工事費收入明細書ニ據リ一ケ年分取纏メ該年度未收額ヲ差引タル分ヲ各固定財産當該年度資産増加額ヨリ直接控除スルモノトス

◎ 工事費收入、支出費目變更

左ノ通り工事費收入、支出費目ヲ舊費目ヨリ新費目ニ變更スルモノトス

(1) 引込 工事

引込線臨時工事
電力引込線臨時工事

収入 費目

新 電気事業
業務勘定 歳入
旧 電気事業
資本勘定 歳入

電気供給
事業収入
雑収入

事業雑入
雑入

供給雑收
工事費收入

諸工料
工事費收入

支出 費目

新 電気事業
業務勘定 歳出
旧 電気事業
資本勘定 歳出

電気供給
事業費
電気供給事業
建設及改良費

配電費
配電設備費

修繕費
架空配電線路
建設費

架空配電線路
修繕費
事業費

(2) 内線 工事

内線臨時工事
諸スイッチ類取付工事
電流制限器取付工事

収入 費目

新 電気事業
業務勘定 歳入
旧 電気事業
資本勘定 歳入

電気供給
事業収入
雑収入

事業雑入
雑入

供給雑收
工事費收入

諸工料
工事費收入

支出 費目

新 電気事業
業務勘定 歳出
旧 電気事業
資本勘定 歳出

電気供給事業費
電気供給事業
建設及改良費

需用者
屋内
需用者
屋内設備費

修繕費
配線建設費

配線修繕費
事業費

様式 1

工事費收入明細書			
種別	金額	種類	備考
電燈引込工事(架空)			
地下引込工事			
地下電力引込工事			
電燈配線工事			

●日割料金制定ノ件

(昭和二四、一、三〇)

月額ヲ以テ料金ヲ定メタルモノニシテ其ノ使用日數ガ一月ニ滿タザル場合ノ各箇料金ノ日割計算ハ厘位ニ止ムルモノトシ昭和十四年二月一日ヨリ別紙日割料金ニ依リ算定スルモノトス

●今次事變出征軍人家族等ニ對スル手数料又ハ工事費特別扱ノ件

(昭和一一、九、二七) 電營々第十七八八號

今次事變ノ出征軍人、軍屬又ハ其ノ家族若クハ遺族ニシテ已ムヲ得サル事由アリト認ムルモノニ對シテハ從量燈ヲ定額燈ニ變更スルコトヲ承認スル外左記手数料又ハ工事費ヲ免除スルコトト相成候ニ付テハ取扱上注意事項ト併セテ承ノ上運用上遺漏ナキヲ期セラレ度此段及通知候也

記

- 一、定額燈ノ低燭光ニ變更手数料
- 二、電燈、電力、電熱用ノ屋内布線及積算電力計取除工事費
- 三、從量燈ヲ定額燈ニ切替工事費
- 四、其ノ他電燈、電力、電熱ノ設備容量減少ニ伴フ手数料及工事費

取扱上ノ注意事項

- 一、前記電氣ニ關スル特別取扱ノ市條例施行細則ハ九月十七日公布即日實施セラレタリ
- 二、本文該當事項ニ付申込アリタルトキハ電燈營業所長ハ軍隊、區長、警察官署、軍人遺家族援護組合長又ハ方面委員ノ「出征軍人、軍屬又ハ其ノ家族若クハ遺族ナルコト、其ノ他必要事項ヲ認知スルニ足ル書面」ニ別紙上申書ヲ添へ營業係宛送付ノコト
- 三、電力、電熱ノ屋内布線ハ中止中ノ布線使用料ヲ徵收セサルモノナルヲ以テ之レガ取除申込アリタルトキト雖モ其ノ復活ヲ期待シテ可成中止扱ヲ爲スコト
- 四、電燈屋内布線ノ取除工事ハ支障ナキ限り出張所ニ於テ「コード以下」ノ取外シヲナン工事傳票ニ取除證明書ヲ添付電燈

營業所ニ送付スルコト(屋内配線ハ可成取除セサルコト)

五、各種證明書、工事傳票及出張所需所家「カード」ニハ「應召者關係」ト朱書スルコト

出征軍人家族等ニ對スル特別扱上申書

住所及門標番號	轉宅シタルモノハ其ノ月日及轉宅先	出征者ノ職業氏名 (電氣需用者ト異ナルトキハ需用者名併記ノコト)	電氣使用狀態 出征前 出征後 變更希望	特別扱ニ對スル區長、方面委員等ノ意見

右變更希望ニ對シ「今次事變出征軍人家族等ニ對スル本市施設使用ノ特例ニ關スル條例」ヲ適用シ特別扱相成度此段及申上候也

電燈部長宛 年 月 日

電燈營業所長名

(參考)

出征軍人、家族等ニ對スル電燈料金輕減ニ付テ

曩ニ公布セラレタル大阪市特別救護規程ニヨリ必要アリト認ムル向ニ對シテハ生活費ヲ補給シ、電燈及水道使用料ノ支拂ニ充テシムルコトトナリ居レリ

從テ出征軍人家族等ヨリ電燈料輕減ニ關シ申出アリタルトキハ所轄區長ニ詳細申出ラルヘキ旨回答スルコト

「註」一、今次事變出征軍人家族等ニ對スル本市施設使用ノ特例ニ關スル條例 (昭和一二、七、二九) 條例第二一號

第一條 今次事變ノ出征軍人軍屬及其ノ家族又ハ遺族ニシテ市長ニ於テ必要ト認ムル者ニ對シテハ左ニ掲クル本市施設ノ使用ニ關シ本條例ノ定ムル所ニ依リ特別ノ取扱ヲ爲ス

- 一、桃山病院
 - 二、刀根山病院
 - 三、市民病院 (附屬診療所ヲ含ム)
 - 四、衛生試驗所
 - 五、産院
 - 六、乳兒院
 - 七、健康相談所
 - 八、前各號ニ準スル施設ニシテ市長ニ於テ必要ト認ムルモノ
- 第二條 各施設使用ニ關スル使用料又ハ手数料ハ之ヲ減免スルコトアルヘシ
- 第三條 各施設ノ使用ニ關シテハ特別ノ理由ナキ限り優先其ノ他便宜ノ方法ヲ講ス
- 本條例施行ノ期間其ノ他施行ニ關シ必要ナル事項ハ市長之ヲ定ム

「註」二、今次事變出征軍人家族等ニ對スル本市施設使用ノ

(昭和一二、七、二九 告示四八七制定) 昭和一二、八、八 告示四七七改正)

特例ニ關スル條例施行細則拔萃

第一條 今次事變出征軍人家族等ニ對スル本市施設使用ノ特例ニ關スル條例 (以下條例ト稱ス) 第一條第八號ノ規定ニ依リ

特別ノ取扱ヲ爲ス施設左ノ如シ

- 一、市設住宅
- 二、市立託兒所及市立市民館託兒施設
- 三、市立浴場
- 四、市設質舖
- 五、海員宿泊所
- 六、生業資金融通資金
- 七、市立葬儀所
- 八、防疫事務所
- 九、市立胞衣汚物取扱所
- 十、電氣供給附帶施設等
- 十一、中央卸賣市場
- 十二、市設小賣市場

第一條 條例第一條及前條ノ施設使用ニ關シ特別ノ取扱ヲ受ケントスル者ハ軍隊、市區町村長、警察官署、軍人遺家族援護組合長又ハ方面委員ノ出征軍人、軍屬又ハ其ノ家族若クハ遺族ナルコト其ノ他必要ナル事項ヲ證明スル書面ヲ添ヘ申請スヘシ

市長ハ時宜ニ依リ前項ノ證明書又ハ申請ヲ徵セサルコトアルヘシ

第三條 世帯主又ハ一家ノ生計ヲ支フル家族カ出征シタル住宅居住者ニ對シテハ出征ノ月ヨリ月額使用料ノ半額ヲ減ス

第四條 託兒所及市民館託兒施設ノ使用料ハ出征軍人軍屬ノ幼兒ニ對シ使用料ヲ免除ス

第五條 市立浴場入浴料ハ世帯主又ハ一家ノ生計ヲ支フル者カ出征シタル家族ニ對シ一人一月十五日以内ハ之ヲ免除ス

第六條 世帯主又ハ一家ノ生計ヲ支フル者カ出征シタルニ因リ生計困難ナル市設置舖ノ入質者ニ對シテハ其ノ出征ノトキヨリ貸付利子ヲ免除ス但シ既納ノ利子ハ之ヲ還付セス

第七條 出征軍人、軍屬又ハ其ノ遺家族ニ對スル生業資金貸付金ノ返済期限ハ貸付ノ時ヨリ二十四ヶ月以内ニ於テ之ヲ延長スルコトヲ得

世帯主又ハ一家ノ生計ヲ支フル者カ出征シタル場合ニ於テハ生業資金貸付金ノ利子ハ其ノ出征ノ時ヨリ之ヲ免除ス但シ既納ノ利子ハ之ヲ還付セス

第八條 出征軍人軍屬又ハ其ノ遺家族ノ葬儀執行ノ爲本市立葬儀所ヲ使用スルトキハ左ノ各號ニ依ル

一、戦死者又ハ戦病死者ノ葬儀ニ對シテハ使用料ヲ免除ス

二、世帯主又ハ一家ノ生計ヲ支フル者カ出征シタルニ依リ生計困難ナル者ノ葬儀ニ對シテハ使用料ヲ免除ス

三、世帯主又ハ一家ノ生計ヲ支フル者カ出征シタル者ノ葬儀ニ對シテハ使用料半額ヲ減ス

第九條 出征軍人、軍屬又ハ其ノ遺家族ニシテ已ムヲ得サル理由アリト認ムル者ニ對シテハ電燈ニ關シ從量供給ヲ定額供給ニ變更スルコトヲ承認ス

第十條 出征軍人、軍屬又ハ其ノ遺家族ニシテ已ムヲ得サル事由アリト認ムル者ニ對シテハ電氣供給附帶施設ニ關シ左ノ各號ニ掲クル手数料又ハ工事費ヲ免除ス

一、定額電燈ニ付低燭光ニ變更スル場合ノ手数料

二、電燈、電力、電熱用ノ布線及積算電力計取除工事費

三、晝夜間從量電燈ヲ夜間定額電燈ニ變更スル場合ノ工事費

四、其ノ他電燈、電力、電熱ノ設備容量減少ニ伴フ手数料及工事費

第十一條 中央卸賣市場ノ仲買人若ハ附屬營業人又ハ市設小賣市場ノ使用者ニシテ本人自ラ營業ノ衝ニ當レル者出征シタルニ因リ生計ニ困難ヲ生シタルトキハ出征ノ月ヨリ中央卸賣市場ニ在リテハ賣場又ハ附屬賣店ノ使用料、小賣市場ニ在リテハ使用料ノ月額ノ半額以内ヲ減ス

仲賣人附屬營業人又ハ使用者カ法人ナル場合ハ其ノ代表社員ニシテ營業ノ衝ニ當レル者カ出征シタルニ因リ前項ニ準スヘキ事情生シタリト認ムルトキニ限り使用料月額ノ四分の一以内ヲ減ス但シ株式會社ニ付テハ此ノ限リニ在ラス

第十二條 條例及施行細則ノ規定ニ依リ特別ノ取扱ヲ爲シタル場合當該出征者ノ歸宅其ノ他ノ事由ニ因リ援護ノ必要ナキニ至リタリト認ムルトキハ市長ハ其ノ取扱ヲ停止スルコトアルヘシ

第十三條 第三條乃至第八條、第十條及第十一條ノ規定ニ依ルモノノ外使用料又ハ手数料減免ノ基準左ノ如シ

一、世帯主又ハ一家ノ生計ヲ支フル者カ出征シタルニ因リ生計困難ナル者ニ對シテハ免除ス

二、世帯主又ハ一家ノ生計ヲ支フル者カ出征シタル者ニ對シテハ減免ス

三、前二號以外ノ者ニ對シテハ事情ニ依リ減額ス

第十四條 使用ノ優先ヲ認ムヘキ施設、其ノ方法其ノ他ノ處遇方法及本細則施行ニ關シ必要ナル事項ニ關シテハ各施設ノ所管局部長之ヲ定ム

第十五條 本細則ニ依リ必要ナル證明ニ付テハ本市ノ證明手数料ハ之ヲ免除ス

● 大阪市電氣使用條例施行細則ニ依リ電氣機械器具 其ノ他ニ附スル徽章及證票ノ件

(昭和一五、三、一四)
市告示第一〇八號

一、昭和十二年大阪市告示第六百五十三號大阪市電氣使用條例施行細則(以下細則ト稱ス)第十二條ノ規定ニ依リ本市ヨリ貸付クル電氣機械器具ニ附スル徽章左ノ如シ
イ 電球、電流計、電壓計、電熱器具ノ他之ニ類スル電氣機械器具ニ附スル徽章



直徑一・一浬
又八〇・六浬

ロ 積算電力計ニ附スル徽章
封印



直徑一・二浬

ハ タングステンヒューズ箱、封緘附閉器及電流制限器ニ附スル徽章



直徑一・一浬
又八〇・六浬

ニ 電動機其ノ他之ニ類スル電氣機械ニ附スル徽章



直徑一・二浬



縱〇・八浬
横〇・八浬

檢



ス示表ヲ月年驗試

縱〇・八浬
横〇・八浬

縱一・二浬
横三・三浬



直徑一・三浬
又八一・一浬

ロ 小型電動機、ラヂオ受信機、電熱器具ノ他之ニ類スル電氣機械器具ニ附スル證票及徽章

ホ 電氣扇ニ附スル徽章



直徑一・二浬



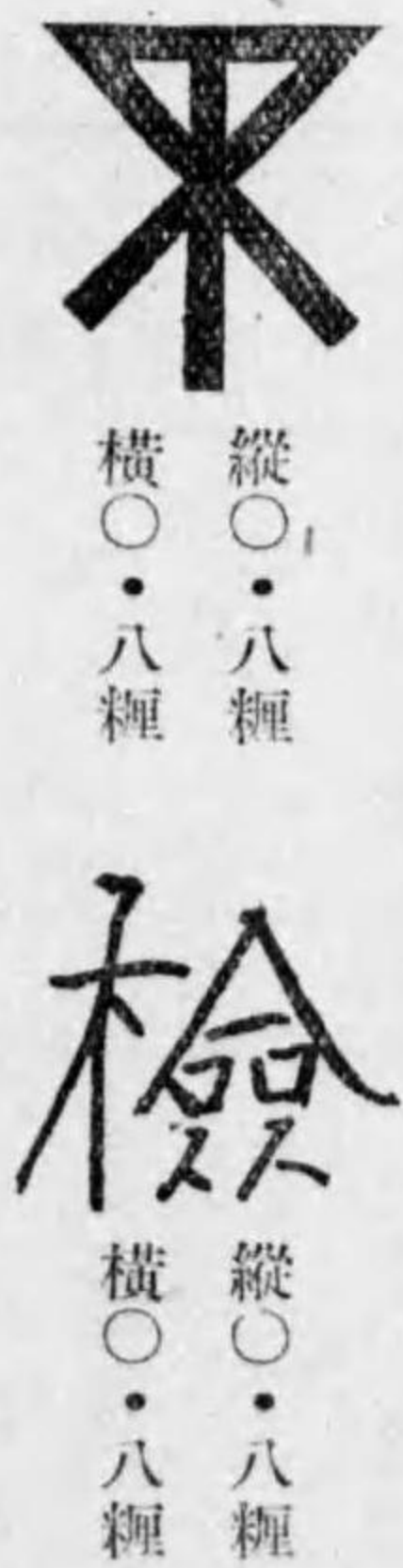
縱〇・三浬
横〇・三浬

證 之 濟 査 檢	
大阪市電氣局	
品 名	
番 號	
ワ ッ ト	
ア ム ペ ア	
年 月 日	

縱五浬
横四浬

ニ電動機其ノ他之ニ類スル電気機械ニ附スル徽章及證票

二二六



ハ電気扇ニ附スル證票及徽章



封印



試驗合格證

試驗合格證

試驗番號第 _____ 號

品名 三相式電動機

製造者 _____

製造番號 _____

容量 _____ 馬力又ハ _____ KW

電壓 _____ V. 電流 _____ A.

周波數 _____ サイクル

廻轉數 _____ (同期)

附屬品名及番號 _____

右當局試驗規格ニ合格セルコトヲ證明候也

昭和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

大阪市電氣局

裏 注意

- 一、當局試驗規格ニ合格シタ電動機ニハ試驗番號札、線、封印玉、銘板上ノ檢印ヲ附シ試驗済ノ證トシマス
- 右ノ中一點デモ毀損ノ場合ハ無効デアリマス
- 一、試驗済ノ電動機壹臺毎ニ試驗合格證ヲ發行致シマス
- 一、試驗合格證ハ電動機預リ證ト引換ニ御渡シ致シマス
- 一、試驗合格證ニ公印ナキモノハ無効デアリマス
- 一、試驗合格證ノ下ニ馬力數ヲ打抜キシデアリマス
- 一、試驗合格證ハ送電ノ際及其他係員檢査ノ際必要ニ應ジ御提示ヲ願ヒマス
- 一、試驗合格證ハ再發行致シマセン

以上

大阪市電氣局

縦一〇 横一四

二二七

三、細則第二條ノ規定ニ依リ電氣使用ヲ承認シタル需用場所
ニ貼付スル門標



縦 四・三 釐
横 六・三 釐

附 則

大正十二年大阪市告示第三百三十三號電氣使用條例施行細則ニ
依リ電氣機械器具其ノ他ニ附スル徽章及證票ハ之ヲ廢止ス

附 錄

電氣事業關係法規

●電氣事業法

(明治四十四年三月法律第五十五號制定)
(昭和十三年四月法律第七十九號改正)

第一條 本法ニ於テ電氣事業ト稱スルハ左ニ掲グルモノヲ謂フ

- 一 一般ノ需用ニ應ジ電氣ヲ供給スル事業
- 二 一般運送ノ用ニ供スル鐵道又ハ軌道ノ動力ニ電氣ヲ使用スル事業
- 三 第一號又ハ前號ノ事業ニ電氣ヲ供給スル事業

第二條 本法ニ於テ電氣工作物ト稱スルハ電氣ノ供給又ハ使用ノ爲施設スル水路、貯水池、器具、機械、電線路其ノ他ノ工作物ニシテ電氣事業ノ用ニ供スルモノヲ謂フ

前項ニ於テ電線路ト稱スルハ電氣ノ傳送ニ用フル電氣導體及之ヲ支持シ又ハ保藏スル工作物ヲ謂フ

第三條 電氣事業ヲ營メントスル者ハ左ノ書類ヲ具シ主務大臣ノ許可ヲ受クベシ

一 起業目論見書

二 工事設計書

三 工事費概算書

四 事業上ノ收支概算書

電氣事業者前項ノ書類ニ掲グル事項中重要ナルモノヲ變更セントスルトキハ主務大臣ノ許可ヲ受クベシ

第四條 電氣事業者ハ主務大臣ノ指定スル期間内ニ工事施行ノ認可ヲ申請シ、工事ニ着手シ及其ノ事業ヲ開始スベシ

主務大臣ハ正當ノ事由アリト認ムル場合ニ限り前項ノ期間ノ伸長ヲ許可スルコトヲ得

第五條 電氣事業者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ行政官廳ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ工事ヲ施行シ又ハ電氣工作物ヲ使用スルコトヲ得ズ

第六條 電氣事業者ハ行政官廳ノ許可ヲ受ケ他人ノ土地ニ立入り電氣工作物ノ施設ニ關スル調査若ハ測量ヲ爲シ又ハ工事ノ爲他人ノ土地ニ立入ルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ少クトモ五日前ニ市町村長ニ其ノ日時及場所ヲ通知シ市町村長ハ之ヲ告示シ又ハ其ノ旨ヲ土地ノ占有者ニ通知スベシ

電氣事業者ハ電氣工作物ノ修理又ハ巡視ノ爲必要アルトキハ其ノ工作物ヲ施設シタル他人ノ土地又ハ建造物ニ立入ルコトヲ得但シ日没ヨリ日出迄ノ間ニ於テハ危險急迫ノ場合ニ非ザレバ占有者ノ意ニ反シテ邸宅又ハ建造物ニ立入ルコトヲ得ズ

第七條 電氣事業者ハ必要アルトキハ電線路ノ施設又ハ保守ニ障害ヲ及ボスベキ植物ヲ伐除シ又ハ移植スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テハ電氣事業者ハ植物ノ所有者ト協議スベシ協議調ハズ又ハ協議ヲ爲スコト能ハザルトキハ行政官廳ノ許可ヲ受ケ之ヲ伐除シ又ハ移植スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ電氣事業者ハ豫メ其ノ旨ヲ植物ノ所有者ニ通知スベシ危險急迫ノ場合ニ於テハ電氣事業者ハ前項ノ規定ニ拘ラズ直ニ植物ヲ伐除シ又ハ移植スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ遲滞ナク其ノ旨ヲ行政官廳ニ届出テ且植物ノ所有者ニ通知スベシ

第八條 電氣事業者ハ道路、橋梁、溝渠、河川、堤防其ノ他公共ノ用ニ供セラルル土地ノ地上又ハ地中ニ電線路ヲ施設スル必要アルトキハ其ノ效用ヲ妨ゲザル限度ニ於テ其ノ管理者ノ許可ヲ受ケテ之ヲ使用スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テハ電氣事業者ハ管理者ノ定ムル所ニ依リ使用料ヲ納ムベシ
管理者正當ノ事由ナクシテ第一項ノ許可ヲ拒ミタルトキ又ハ管理者ノ定メタル使用料ノ額ヲ不相當ナリトスルトキハ主務大臣ハ電氣事業者ノ申請ニ依リ使用料ノ許可シ又ハ使用料ノ額ヲ定ムルコトヲ得

前三項ノ規定ハ道路法ニ依ル道路及其ノ附屬物並ニ道路法第七條ノ規定ニ依リ同法ノ規定ヲ準用スル道路及其ノ附屬物ト爲ルベキモノニ關シテハ之ヲ適用セズ

第九條 電氣事業者ハ必要アルトキハ現在ノ使用方法ヲ妨ゲザル限度ニ於テ他人ノ地上ノ空間若ハ地中ニ電線路ヲ施設シ又ハ建造物ノ在セザル他人ノ土地ニ電線ノ支持物ヲ建設スルコトヲ得

電氣事業者前項ノ規定ニ依リ他人ノ土地ヲ使用セントスル場合ニ於テハ其ノ所有者及占有者ト協議スベシ協議調ハズ又ハ協議ヲ爲スコト

能ハザルトキハ其ノ使用ノ範圍ヲ定メ豫メ地方長官ノ許可ヲ受ケテ其ノ工事ニ着手スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ少クトモ五日前ニ其ノ旨ヲ土地ノ所有者及占有者ニ通知スベシ

第十條 第六條、第七條及前條ノ場合ニ於テ現ニ生ジタル損失ハ電氣事業者之ヲ補償スベシ

前項ノ補償金額ハ當事者間ノ協議ニ依ル協議調ハズ又ハ協議ヲ爲スコト能ハザルトキハ許可ヲ爲シタル行政官廳之ヲ裁定ス裁定ニ不服アル者ハ其ノ通知ヲ受ケタル日ヨリ三月内ニ通常裁判所ニ出訴スルコトヲ得

行政官廳ハ必要アリト認ムルトキハ電氣事業者ヲシテ損失ノ補償ニ充ツベキ金額ヲ供託セシムルコトヲ得

第十一條 電線路ヲ施設シタル土地ノ近接地又ハ第九條ノ規定ニ依リ電線路ヲ施設シタル土地ノ所有者又ハ占有者ハ土地ノ使用方法ヲ變更スル爲必要アルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ電氣事業者ニ對シ障害ノ豫防又ハ除却ニ必要ナル方法ヲ施スコトヲ請求スルコトヲ得

前項ノ工事ニ要スル費用ハ勅令ニ別段ノ定アル場合ヲ除クノ外電氣事業者ノ負擔トス但シ其ノ工事ヲ爲シタル後正當ノ事由ナクシテ豫定ノ變更ヲ爲サザルトキハ請求者ノ負擔トス

第十二條 電氣事業者ハ地中電氣工作物ヲ施設スル場合ニ於テ他人ニ屬スル地中電氣工作物ノ位置ヲ變更スル必要アルトキハ當該工作物ノ效用ヲ妨ゲザル限度ニ於テ其ノ位置ヲ變更シ又ハ其ノ工作物ノ所有者ヲシテ其ノ變更ヲ爲サシムルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テハ電氣事業者ハ工作物ノ所有者ト協議スベシ協議調ハズ又ハ協議ヲ爲スコト能ハザルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ主務大臣ノ許可ヲ受ケベシ

第十三條 電氣工作物相互間及電氣工作物ト其ノ他ノ工作物トノ間ニ於ケル障害防止ノ爲必要ナル施設ニ關スル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第十四條 前二條ニ規定スル工事又ハ施設ニ關スル費用ノ負擔、損失ノ補償其ノ他ノ事項ハ命令ヲ以テ定ムルモノヲ除クノ外當事者間ノ協議ニ依ル協議調ハズ又ハ協議ヲ爲スコト能ハザルトキハ主務大臣之ヲ裁定ス

電氣工作物ト其ノ他ノ工作物トノ間ニ關スル裁定中負擔金額又ハ補償金額ニ付不服アル者ハ裁定ノ通知ヲ受ケタル日ヨリ三月内ニ通常裁判所ニ出訴スルコトヲ得

第十五條 電氣事業者ハ正當ノ事由アルニ非ザレバ電氣ノ供給ヲ拒ムコトヲ得ズ

電燈ノ光度、供給點ニ於テ保持スベキ電壓、周波數、電氣工作物其ノ他供給業務ニ關スル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第十六條 電氣事業者ハ主務大臣ノ許可ヲ受ケルニ非ザレバ供給事業ノ全部又ハ一部ヲ休止シ又ハ廢止スルコトヲ得ズ

第十七條 電氣事業者電氣料金其ノ他供給條件ヲ設定シ又ハ變更セントスルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ主務大臣ノ認可ヲ受ケルニ非ザレバ其ノ効力ヲ生ゼズ

第十八條 第一條第一號又ハ第三號ノ電氣事業者ハ事業擴張ノ場合ニ於テ主務大臣ノ認可ヲ受ケ其ノ事業ニ屬スル電氣工作物施設ノ費用ニ充ツル爲株金全額拂込前ト雖モ其ノ資本ヲ増加スルコトヲ得

第十九條 第一條第一號又ハ第三號ノ電氣事業者ハ主務大臣ノ認可ヲ受ケ其ノ事業ニ屬スル電氣工作物施設ノ費用ニ充ツル爲商法第二百

條ノ規定ニ依ル制限ヲ超エテ社債ヲ募集スルコトヲ得但シ社債ノ總額ハ拂込ミタル株金額ノ二倍ヲ超ユルコトヲ得ズ

最終ノ貸借對照表ニ依リ會社ニ現存スル財産ガ拂込ミタル株金額ニ滿タザルトキハ前項ノ規定ヲ適用セズ

第二十條 電氣事業者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ主任技術者ヲ選任シ技術ニ關スル事項ヲ擔任セシムベシ

第二十一條 第一條第一號又ハ第三號ノ電氣事業者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ主務大臣ノ認可ヲ受ケルニ非ザレバ其ノ事業ヲ營ムコトヲ得

第二十二條 電氣事業ノ會計ニ關スル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第二十三條 行政官廳ハ電氣事業者ニ對シ電氣工作物及其ノ工事竝ニ業務及財産ノ狀況ニ關シ検査ヲ爲シ又ハ報告ヲ爲サシムルコトヲ得

主務大臣ハ電氣工作物及其ノ工事、業務竝ニ減價銷却其ノ他會計ニ關シ電氣事業者ニ對シ改築、改善、供給ノ擴充其ノ他監督上必要ナル事項ヲ命ズルコトヲ得

第二十四條 主務大臣ハ公益上必要アリト認ムル場合ニ於テハ電氣設備ノ效用ヲ増進シ又ハ電氣ノ需給ヲ調節スル爲電氣事業者ニ對シ電氣

工作物ノ施設、變更若ハ共用、電氣ノ流用若ハ託送又ハ工事ニ關スル期間ノ伸縮ヲ命ズルコトヲ得

前項ノ命令ニ因リ必要ヲ生ジタル工事費用ノ負擔其ノ他ノ事項ハ關係電氣事業者ノ協議ニ依リ協議調ハズ又ハ協議ヲ爲スコト能ハザルト

キハ主務大臣之ヲ裁定ス

第二十五條 電氣事業者ハ主務大臣ノ認可ヲ受ケルニ非ザレバ其ノ事業ノ全部又ハ一部ヲ讓渡スルコトヲ得ズ

第二十六條 電氣事業者ハ主務大臣ノ認可ヲ受ケルニ非ザレバ合併ヲ爲スコトヲ得ズ

第二十七條 主務大臣ハ公益上必要アリト認ムル場合ニ於テハ電氣ノ普及、料金ノ均衡其ノ他供給業務ノ改善ヲ圖ル爲第一條第一號又

ハ第三號ノ電氣事業者ニ對シ電氣事業ノ全部又ハ一部ノ讓渡ヲ命ズルコトヲ得

第二十八條 左ノ場合ニ於テハ第三條ノ許可ハ當該範圍ニ付其ノ效力ヲ失フ

一 指定ノ期間内ニ工事施行ノ認可ヲ申請セズ、工事ニ着手セズ又ハ事業ヲ開始セザルトキ

二 工事施行ノ認可ヲキキ

三 電氣設備ガ日本發送電株式會社法第四條ニ規定スル出資ニ因リ日本發送電株式會社ノ所有ニ歸シタルトキ

四 供給事業ノ全部又ハ一部ニ付廢止ノ許可ヲ受ケタルトキ

五 電氣事業者ガ解散シタルトキ

第二十九條 主務大臣ハ左ノ場合ニ於テ第三條ノ許可ノ全部若ハ一部ヲ取消シ又ハ會社ノ取締役其ノ他ノ役員ノ改任ヲ命ズルコトヲ得

一 電氣事業者ガ法令若ハ法令ニ基キテ爲ス處分又ハ許可若ハ認可ニ附シタル條件ニ違反シタルトキ

二 電氣事業者ガ其ノ供給區域内ノ一部分ニ供給ヲ開始シタル後久シキニ亘リ其ノ殘餘部分ニ對シ電線路其ノ他供給上必要ナル設備ヲ爲

サザルトキ

二三三

三 電氣事業者が公益ヲ害スル行爲ヲ爲シタルトキ

主務大臣ハ前項第一號ノ場合ニ電氣事業者ノ計算ニ於テ他ノ電氣事業者ヲシテ必要ナル施設又ハ事業ノ管理ニ爲サシムルコトヲ得

第二十九條 國ハ公益上ノ必要ニ因リ第一條第一號又ハ第三號ノ事業ヲ買收スルコトヲ得

公共團體ハ公益上ノ必要ニ因リ主務大臣ノ許可ヲ受ケテ前項ノ事業ノ買收ヲ爲スコトヲ得

前二項ノ規定ニ依リ事業ノ一部ヲ買收セラルルニ因リテ殘存事業ノ全部又ハ一部ニ付事業ヲ繼續スルコト能ハザルトキハ電氣事業者ハ國

又ハ公共團體ニ對シ殘存事業ノ全部又ハ一部ノ買收ヲ請求スルコトヲ得

前三項ノ規定ニ依リ買收價格、買收範圍其ノ他買收ノ條件ハ當事者間ノ協議ニ依ル協議調ハズ又ハ協議ヲ爲スコト能ハザルトキハ主務大臣之ヲ裁定ス

前項ノ裁定中買收價格ニ付不服アル者ハ裁定ノ通知ヲ受ケタル日ヨリ三月内ニ通常裁判所ニ出訴スルコトヲ得

第三十條 第一條ニ掲ケル事業ヲ除クノ外電氣施設ヲ爲スモノニ關スル規定ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

前項ニ規定スルモノノ中重要ナル産業又ハ公共ノ利益ト爲ルベキ事業ノ爲電氣ヲ供給又ハ使用スル事業ニ關シテハ勅令ノ定ムル所ニ依リ

本法ヲ準用ス

第三十一條 國ニ於テ電氣事業ヲ營メントスルトキハ當該官廳ハ主務大臣ト協議スベシ第三條第二項ノ事項ヲ變更セントスルトキ亦同ジ

國ニ於テ營ム電氣事業ニ關シテハ第三條乃至第五條、第十五條乃至第二十三條、第二十五條乃至前條及第三十五條乃至第三十八條ノ規定ヲ適用セズ

第三十二條 第二十四條第一項、第二十六條ノ二又ハ第二十八條第一項ノ規定ニ依ル命令又ハ處分其ノ他電氣事業ニ關スル重要事項ニ付主務大臣ノ諮問ニ應ズル爲電氣委員會ヲ置ク

電氣委員會ニ關スル規程ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第三十三條 電氣工作物ヲ損壞シ、之ニ物品ヲ接觸シ又ハ其ノ他ノ方法ヲ以テ電氣ノ供給又ハ使用ヲ妨害シタル者ハ五年以下ノ懲役又ハ三千圓以下ノ罰金ニ處ス

前項ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

第三十四條 電氣事業者ノ承諾ヲ得ズシテ濫ニ電氣工作物ノ施設ヲ變更シタル者ハ五百圓以下ノ罰金又ハ料科ニ處ス

第三十五條 本法若ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ依リ許可若ハ認可ヲ受ケテ爲スベキ事項ヲ之ヲ受ケズシテ爲シタル者又ハ第十七條第二項

若ハ第二十四條第一項ニ依ル命令ニ違反シタル者ハ二千圓以下ノ罰金ニ處ス

第三十六條 電氣事業者左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

一 第十五條第一項ノ規定ニ違反シタルトキ

二 正當ノ事由ナクシテ第二十三條ノ規定ニ依ル検査ヲ拒ミ、妨ケ若ハ忌避シ又ハ報告ヲ爲サズ若ハ虛偽ノ報告ヲ爲シ其ノ他行政官廳ノ命シタル事項ヲ爲サザルトキ

第三十七條 電氣事業者ハ其ノ代理人、戶主、家族、雇人其ノ他ノ從業者ガ其ノ業務ニ關シ本法若ハ本法ニ基キテ發スル命令又ハ之ニ基キ

テ爲ス處分ニ違反シタルトキハ自己ノ指揮ニ出テザルノ故ヲ以テ其ノ處罰ヲ免ルルコトヲ得ズ

第三十八條 本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ依リ電氣事業者ニ適用スベキ罰則ハ電氣事業者法人ナルトキハ取締役其ノ他法人ノ業務ヲ

執行スル役員ニ、未成年者又ハ禁治産者ナルトキハ其ノ法定代理人ニ之ヲ適用ス但シ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ

付テハ此ノ限ニ在ラズ

附 則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

本法ニ依リ新ニ許可又ハ認可ヲ受ケベキモノト爲リタル事項ニシテ本法施行ノ際現ニ存スルモノハ之ヲ本法ニ依リ許可又ハ認可ヲ受ケタルモノト看做ス

附 則 (昭和十三年四月法律第七十九號)

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

工場法 拔萃

(明治四四、三、二九 法律第四六號制定)
(昭和一〇、三、一 法律第一九號改正)

第一條 本法ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル工場ニ之ヲ適用ス

- 一 常時十人以上ノ職工ヲ使用スルモノ
 - 二 事業ノ性質危険ナルモノ又ハ衛生上有害ノ虞アルモノ
- 本法ノ適用ヲ必要トセザル工場ハ勅令ヲ以テ之ヲ除外スルコトヲ得

工場法施行令 拔萃

(大正五、八、三 勅令第一九三號制定)
(昭和一三、一、一 勅令第二三三號改正)

第一條 左ニ掲グル事業ノミヲ營ム工場ニ付テハ工場法ノ適用ヲ除外ス但シ厚生大臣ノ定ムル原動機ヲ用フルモノハ此ノ限ニ在ラズ

- 一 寒天、凍蒟蒻、凍豆腐、湯葉、麵類又ハ鉄ノ製造
- 二 行李、簾、蓆、和傘骨其ノ他ノ杞柳、籐、竹、竹ノ皮、經木、蓆、葦又ハ藁ノ手工品ノ製造
- 三 經木眞田又ハ麥稈眞田ノ編製
- 四 「アダン」、「バナナ」又ハ之ニ類スルモノヲ以テスル帽子其ノ他ノモノノ編製
- 五 扇子、團扇、和傘又ハ提燈ノ製造
- 六 紙、絲、棉、竹又ハ布帛ヲ主タル材料トスル玩具又ハ造花ノ製造
- 七 形紙、紙鬮、元結又ハ水引ノ製造
- 八 手工ニ依ル被服、足袋其ノ他ノ布帛類ノ裁縫
- 九 手工ニ依ル組紐ノ編製
- 一〇 刺繡、「レース」、「バテンレース」又ハ「ドローンウオーク」ノ業

第二條 鑛業法ノ適用ヲ受クル工場ニ付テハ工場法ノ適用ヲ除外ス

第三條 左ニ掲グル事業ヲ營ム工場ハ工場法第一條第一項第二號ニ該當スルモノトス

- 一 毒劇物又ハ毒劇薬ノ製造
- 二 動物ノ剝製
- 三 水銀ヲ用フル計器ノ製造
- 四 水銀唧筒ヲ用フル電法燧ノ製造
- 五 鉛ヲ用フル罐ノ製造
- 六 珐瑯鐵器又ハ珐瑯藥ノ製造
- 七 塗料、顔料、印刷用インキ又ハ繪具ノ製造
- 八 亞硫酸瓦斯、「クロール」瓦斯又ハ水素瓦斯ヲ用フル事業
- 九 硫黃ノ精製
- 一〇 「チアン」加里又ハ硝酸鹽ヲ用フル金屬ノ熱處理
- 一一 「フアクチス」ノ製造
- 一二 脂肪油ノ精製
- 一三 「ボイル」油ノ製造
- 一四 乾燥油又ハ溶劑ヲ用フル擬革紙布又ハ防水紙布ノ製造
- 一五 溶劑ヲ用フル護膜製品ノ製造
- 一六 溶劑又ハ「ラバーセメント」ヲ用フル護膜製品ノ貼合
- 一七 溶劑ヲ用フル油脂ノ採取
- 一八 溶劑ヲ用フル芳香油ノ製造

- 一九 溶劑ヲ用フル野草莖ノ捺染
- 二〇 溶劑ヲ用フル模造眞珠ノ製造
- 二一 溶劑ヲ用フル「ドライクリーニア」(單ニ拂拭スルモノヲ除ク)
- 二二 溶劑ヲ用フル絆創膏ノ製造
- 二三 「タンニン」酸ノ製造
- 二四 合成染料又ハ其ノ中間物ノ製造
- 二五 「セルロイド」ノ製造、加熱加工又ハ鋸機ヲ用フル加工
- 二六 硝化綿ノ製造
- 二七 「コロヂウム」ヲ用フル紙嚮製品ノ製造
- 二八 「エーテル」ノ製造
- 二九 酒精ノ製造又ハ變性
- 三〇 「ゲイスコーズ」ノ製造
- 三一 「テレピン」油ノ蒸溜又ハ精製
- 三二 礦油ノ蒸溜、精製又ハ罐詰
- 三三 「アスファルト」ノ精製
- 三四 瀝質物ヲ用フル建築用ノ「フェルト」又ハ紙ノ製造
- 三五 燐寸ノ製造
- 三六 火藥、爆藥又ハ火工品ノ製造又ハ取扱
- 三七 金屬ノ熔融又ハ精煉
- 三八 電氣又ハ瓦斯ヲ用フル金屬ノ熔接又ハ切斷

- 三九 壓縮瓦斯又ハ液化瓦斯ノ製造
- 四〇 壓縮瓦斯又ハ液化瓦斯ヲ用フル製氷
- 四一 動力ニ依ル製材
- 四二 電氣業(發電所、變電所、蓄電所及開閉所)
- 四三 電球ノ製造
- 四四 硝子ノ製造、腐蝕、砂吹又ハ粉碎
- 四五 金屬、骨、角又ハ貝殻ノ乾燥研磨
- 四六 動力ニ依ル金屬箔又ハ金屬粉ノ製造
- 四七 動力ニ依ル鑽石、土砂、貝又ハ骨ノ粉碎
- 四八 電氣用「カーボン」ノ製造
- 四九 石炭瓦斯又ハ骸炭ノ製造
- 五〇 「カーバイト」ノ製造
- 五一 石灰ノ製造
- 五二 「フェルト」又ハ吹付羅紗(粉狀纖維ヲ用フル模造羅紗)ノ製造
- 五三 起毛又ハ反毛ノ作業
- 五四 製綿
- 五五 麻ノ梳解
- 五六 古綿、落綿、古麻、屑紙、屑綿絲、屑毛又ハ襪襪類ノ選別
- 五七 骨炭又ハ血炭ノ製造
- 五八 毛皮ノ精製、製革又ハ製膠

- 五九 毛髪又ハ羽毛ノ精製
- 六〇 其ノ他内務大臣ノ命令ヲ以テ指定スル事業

工場法施行規則拔萃

(大正五、八、三 農商務省令第一九號制定)
(昭和一四、五 厚生省令第八號 改正)

第一條 工場法施行令第一條ノ規定ニ依ル原動機ハ蒸汽機關、蒸汽タービン、瓦斯機關、石油機關、タービン水車、ベルトン水車及電動機トス

大阪府工場取締規則拔萃

(大正九、一、二 大阪府令第九六號制定)
(昭和一四、一、一 大阪府令第六二號改正)

第一條 本則ハ工場法ノ適用ヲ受クルモノノ外左記各號ノ一ニ該當スル工場ニ之ヲ適用ス工場ノ附屬建築物、敷地其ノ他ノ設備ハ工場ノ一部ト看做ス

- 一 原動機ヲ使用スルモノ
- 二 火氣又ハ蒸氣ヲ使用スルモノ
- 三 作業上引火、發火又ハ爆發ノ危險アルモノ
- 四 有害ナル瓦斯、蒸氣、廢液ヲ排出スルモノ
- 五 粉塵、惡臭又ハ騒響ヲ發スルモノ

前項各號ニ該當スルモノト雖モ必要ナシト認ムルトキハ本則ノ適用ヲ除外スルコトアルヘシ

市街地建築物法拔萃

(大正八、四、五 法律第三七號制定)
(昭和一三、三 法律第二九號改正)

第一條 主務大臣ハ本法ヲ適用スル區域内ニ住居地域、商業地域又ハ工業地域ヲ指定スルコトヲ得

市街地建築物法施行令拔萃

(大正九、九、三〇 勅令第四三八號制定)
(昭和一一、一、一 同 第一一號改正)

第一條 建築物左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ住居地域内ニ之ヲ建築スルコトヲ得ズ但シ第一號乃至第四號ニ該當スル建築物ニシテ行政官廳住居ノ安寧ヲ害スル虞ナシト認ムルモノ又ハ公益上已ムヲ得ズト認ムルモノハ此ノ限ニ在ラズ

- 一 當時使用スル原動機馬力數ノ合計三ヲ超過スル工場
- 二 左ニ掲グル事業ヲ營ム工場
 - イ 玩具用普通火工品ノ製造
 - ロ 「アセチレンガス」ヲ用フル金屬ノ工作(溶解「アセチレンガス」ヲ用フルモノヲ除ク)
 - ハ 引火性溶劑ヲ用フル「ドライクリーニング」又ハ「ドライダイニング」
 - ニ 「セルロイド」ノ加熱加工又ハ鋸機ヲ用フル加工
 - ホ 印刷用「インキ」又ハ繪具ノ製造
 - ヘ 塗料ノ吹付
 - ト 亞硫酸「ガス」ヲ用フル物品ノ漂白
 - チ 骨炭其ノ他動物質炭ノ製造
 - リ 羽又ハ毛ノ洗滌、染色又ハ漂白
 - ヌ 襪、層襪、層紙、層毛ノ類ノ消毒、選別、洗滌又ハ漂白

- ル 製綿、古綿ノ再製、起毛、反毛又ハ「フェルト」ノ製造ニシテ原動機ヲ用フルモノ
 - チ 骨、角、牙、蹄、貝殻ノ挽割若ハ乾燥研磨又ハ金屬ノ乾燥研磨ニシテ原動機ヲ用フルモノ
 - リ 鑛物、岩石、土砂、硫黄、金屬、硝子、煉瓦、陶磁器、骨又ハ貝殻ノ粉碎ニシテ原動機ヲ用フルモノ
 - カ 墨、懷爐灰又ハ煉炭ノ製造
 - ヨ 活字又ハ金屬工藝品ノ鑄造
 - タ 瓦、煉瓦、土器類、陶磁器、人造砥石、坩堝又ハ珐瑯鐵器ノ製造
 - レ 硝子ノ製造又ハ砂吹
 - ソ 動力槓ヲ用フル鍛冶
 - 三 室面積ノ合計五十平方メートルヲ超過スル自動車ノ車庫
 - 四 劇場、活動寫眞館、演藝場又ハ觀物場
 - 五 待合又ハ貸座敷
 - 六 倉庫業ヲ營ム倉庫
 - 七 火葬場又ハ産穢物處理場
 - 八 屠場又ハ死畜處理場
 - 九 塵芥又ハ汚物ノ處理場
 - 十 前各號ニ掲グルモノヲ除クノ外行政官廳住居ノ安寧ヲ害スル處アリト認メ命令ヲ以テ指定スルモノ
- 第二條 建築物左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ商業地域内ニ之ヲ建築スルコトヲ得ズ但シ第一號又ハ第二號ニ該當スル建築物ニシテ行政官廳商業ノ利便ヲ害スル處ナシト認ムルモノ又ハ公益上已ムヲ得ズト認ムルモノハ此ノ限ニ在ラズ
- 一 常時使用スル原動機馬力數ノ合計十五ヲ超過スル工場但シ日刊新聞印刷所ヲ除ク
 - 二 前條第二號ニ該當スルモノ但シ左ノ各號ノ一ニ該當スル事業ヲ營ムモノヲ除ク

- イ 容量三十リットル以下ノ「アセチレンガス」發生器ヲ用フル金屬ノ工作
 - ロ 馬力數ノ合計〇・二五以下ノ原動機ヲ用フル塗料ノ吹付
 - ハ 原動機ヲ使用スル二臺以下ノ研磨機ニ依ル金屬ノ乾燥研磨
 - 三 前條第七號乃至第九號ニ該當スルモノ
 - 四 前各號ニ掲グルモノヲ除クノ外行政官廳商業ノ利便ヲ害スル處アリト認メ命令ヲ以テ指定スルモノ
- 第三條 建築物左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ工業地域内ニ非ザレバ之ヲ建築スルコトヲ得ズ但シ第一號、第二號又ハ第四號ニ該當スル建築物ニシテ行政官廳衛生上有害ノ若ハ保安上危險ノ處ナシト認ムルモノ又ハ公益上已ムヲ得ズト認ムルモノハ此ノ限ニ在ラズ
- 一 常時使用スル原動機馬力數ノ合計五十ヲ超過スル工場但シ印刷工場、精密機器製作工場、製氷工場及冷凍工場ヲ除ク
 - 二 左ニ掲グル事業ヲ營ム工場
 - イ 銃砲火藥類取締法ノ火藥類ノ製造
 - ロ 鹽素酸鹽類、過鹽素酸鹽類、硝酸鹽類、黃磷、赤磷、硫化磷、金屬「カリウム」、金屬「ナトリウム」、「マグネシウム」、過酸化水素水、過酸化「カリ」、過酸化「ソーダ」、過酸化「バリウム」、二硫化炭素、「メタノール」、「アルコール」、「エーテル」、「アセトン」、醋酸「エステル」類、「ニトロセルロース」、「バンジュール」、「トルオール」、「キシロール」、「ピクリン」酸、「ピクリン」酸鹽類、「テレピン」油又ハ石油類ノ製造
 - ハ 燐寸ノ製造
 - ニ 「セルロイド」ノ製造
 - ホ 「ニトロセルロース」製品ノ製造
 - ヘ 「ビスコース」製品ノ製造
 - ト 合成染料若ハ其ノ中間物、顔料又ハ塗料ノ製造（漆又ハ水性塗料ノ製造ヲ除ク）
 - チ 溶劑ヲ用フル「ゴム」製品又ハ芳香油ノ製造

- リ 乾燥油又ハ溶劑ヲ用フル擬革紙布又ハ防水紙布ノ製造
- ヌ 溶劑ヲ用フル塗料ノ加熱乾燥又ハ焼付
- ル 石炭「ガス」類又ハ「コークス」ノ製造
- チ 壓縮「ガス」又ハ液體「ガス」ノ製造（製水又ハ冷凍ヲ目的トスルモノヲ除ク）
- リ 鹽素、「プロム」、「ヨード」、硫黃、鹽化硫黃、弗化水素酸、鹽酸、硝酸、硫酸、苛性「カリ」、苛性「ソーダ」
- 「アンモニア」水、炭酸「カリ」、洗濯「ソーダ」、「ソトダ」灰、晒粉、次硝酸若鉛、亞硫酸鹽類、「チゴ」硫酸鹽類、砒素
- 化合物、「バリウム」化合物、鉛化合物、銅化合物、水銀化合物、「シアン」化合物、「クロロホルム」、四鹽化炭素、「ホルマリン」、
- 「ズルホナール」、
- 「グリセリン」、
- 「イヒチオールスルホン」酸「アンモン」、
- 醋酸、石炭酸、安息香酸、「タンニン」酸、「アセトアニリド」、
- 「アスピリン」又ハ「グアヤコール」ノ製造
- カ 蛋白質ノ加水分解ニ依ル製品ノ製造
- ヨ 油脂ノ採取又ハ加熱加工
- タ 石鹼「フアクチス」又ハ「ペークライト」ノ製造
- レ 肥料ノ製造
- ソ 製紙
- ツ 製革、製膠又ハ毛皮若ハ骨ノ精製
- ネ 「アスファルト」ノ精製
- ナ 「アスファルト」、「コトルタール」、木「タール」、石油蒸溜産物又ハ其ノ殘渣ヲ原料トスル製造
- ラ 「セメント」、石膏、消石灰、生石灰又ハ「カーバイド」ノ製造
- ム 金屬ノ熔融又ハ精煉（活字又ハ金屬工藝品ノ製造ヲ目的トスルモノヲ除ク）
- ウ 電氣用「カーボン」ノ製造

井 金屬厚板又ハ形鋼ノ工作ニシテ鋸打又ハ填隙作業ヲ伴フモノ
ノ 鐵釘類又ハ鋼球ノ製造

- オ 伸線、伸管又ハ「ロール」ヲ用フル金屬ノ壓延
- 三 前號ニ掲グルモノヲ除クノ外行政官廳衛生上有害ノ又ハ保安上危險ノ虞アリト認メ命令ヲ以テ指定スル事業ヲ營ム工場
- 四 第二號イ、ロ、ハ、ニ及チノ物品、可燃性「ガス」又ハ「カーバイド」ノ貯藏又ハ處理ニ供スルモノ
- 五 前號ニ掲グルモノヲ除クノ外行政官廳衛生上有害ノ又ハ保安上危險ノ虞アリト認メ命令ヲ以テ指定スル物品ノ貯藏又ハ處理ニ供スルモノ

第三條ノ二 前三條ノ規定ニ依リ現在地ニ建築スルコトヲ得ザル種類ニ屬スル建築物ハ行政官廳ノ許可ヲ受ケ左記各號ニ規定スル制限内ニ於テ増築、改築、再築又ハ用途ノ變更ヲ爲スコトヲ妨グス

- 一 建築物ノ敷地ヲ擴張セザルコト
 - 二 建築物ノ増築、改築、再築又ハ用途ノ變更ニ因リ増加スベキ建築面積ハ現在地ニ建築スルコトヲ得ザルニ至リタル際現ニ存在スル建築物ノ建築面積ノ二分ノ一ヲ超過セザルコト
 - 三 建築物ノ増築、改築、再築又ハ用途ノ變更ニ因リ増加スベキ床面積ハ現在地ニ建築スルコトヲ得ザルニ至リタル際現ニ存在スル建築物ノ床面積ヲ超過セザルコト
 - 四 工場ノ常時使用スル原動機馬力數ヲ増加スル場合ニ於テ増加スベキ馬力數ハ現在地ニ建築スルコトヲ得ザルニ至リタル際常時使用スル馬力合計數ヲ超過セザルコト
 - 五 前號ニ掲グルモノヲ除クノ外用途ノ變更ニ付テハ現在地ニ建築スルコトヲ得ザルニ至リタル際現ニ存在スル建築物ノ用途ニ類似スル用途又ハ設備ヲ變更セズ若ハ之ニ些少ノ變更ヲ加フルニ依リ營ムコトヲ得ル用途ニ限ルコト
- 行政官廳地城ノ種別、土地ノ狀況、事業ノ種類、作業ノ方法、建築物ノ構造設備、除害ノ設備又ハ裝置等ヲ參酌シ特ニ支障ナシト認ムルモノニ付テハ前項第二號乃至第四號ノ制限ヲ輕減スルコトヲ得

第二十六條ノ規定ニ依リ建築ノ許可ヲ受ケタル建築物ハ前二項ノ規定ノ適用ニ付テハ之ヲ現在地ニ建築スルコトヲ得ザルニ至リタル際現ニ存在スル建築物ト看做ス

●電氣計器ノ公差、檢定及檢定手数料ニ關スル件

- 第一條 電氣計器ノ公差ハ百分ノ四トス
- 第二條 檢定ヲ行ヒタル電氣計器左ノ各號ニ該當スルトキハ之ヲ合格トス
 - 一 公差ノ四分ノ三ヲ超エザルモノ
 - 二 主務大臣ノ承認シタル型式ニ適合スルモノ
 - 三 主務大臣ノ定ムル裝置及動作ニ關スル規定ニ適合スルモノ

明治四四、一五、一〇
 大正一一、一五、一〇
 昭和一一、一五、一〇
 勅令第二九六號
 勅令第二九八號
 勅令第五八七號

特別ノ事由アル場合ニ於テハ前項第二號ニ適合セザル電氣計器ト雖モ特殊ノ試験ヲ行ヒ之ヲ合格トナスコトヲ得

- 第三條 主務大臣電氣計器ノ型式ヲ承認シタルトキハ之ヲ告示ス
- 第四條 檢定ニ合格シタル電氣計器ニハ封印ヲ施シ檢定票ヲ附ス
- 第五條 檢定ノ有効期間ハ檢定ニ合格シタル日ヨリ始マリ其ノ日ノ屬スル月ノ翌月一日ヨリ起算シ五年ヲ以テ滿了ス
- 第六條 電氣計器左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ檢定ハ其ノ效力ヲ失フ
 - 一 封印ノ破損シタルトキ
 - 二 公差ヲ超ユルニ至リタルトキ
 - 三 第二條第一項第三號ニ該當セザルニ至リタルトキ

第七條 電氣計器ノ型式承認又ハ檢定ノ申請ヲ爲ス者ハ左ノ區別ニ從ヒ手数料ヲ納付スベシ

- 一 型式承認ノ申請ヲ爲ストキ
 - 甲 積算電氣計器 一件ニ付 金七十五圓
 - 乙 最大負荷表示器 一件ニ付 金二十圓
 - 丙 計器用變壓器 一件ニ付 金百圓
 - 丁 計器用變流器 一件ニ付 金百圓
- 二 承認シタル型式ノ主要部分ニ非ザル部分ヲ變更シテ更ニ型式承認ノ申請ヲ爲ストキ
 - 甲 積算電氣計器 一件ニ付 金二十五圓
 - 乙 最大負荷表示器 一件ニ付 金十圓
 - 丙 計器用變壓器 一件ニ付 金三十圓
 - 丁 計器用變流器 一件ニ付 金三十圓
- 三 第二條第一項ノ檢定ノ申請ヲ爲ストキ

甲 積算電氣計器

イ 基本手数料 一箇ニ付 金二 圓

ロ 電氣計器ノ規定電流及電壓ニ依リ左ノ手数料ヲ附加ス

規定電流ニ依ル附加手数料

十 「アムペア」以下 金一 圓

二十 「アムペア」以下 金二 圓

五十 「アムペア」以下 金三 圓

百 「アムペア」以下 金四 圓

三百 「アムペア」以下 金六 圓

五百 「アムペア」以下 金八 圓

千 「アムペア」以下 金十二 圓

二千 「アムペア」以下 金十七 圓

三千 「アムペア」以下 金二十二 圓

規定電壓ニ依ル附加手数料

規定電壓三百「ヴォルト」ヲ超過スルモノニ在リテハ千「ヴォルト」以下ヲ増ス毎ニ

金一 圓

乙 最大負荷表式器

甲 號ノ手数料ノ四分ノ一

四 第二條第二項ノ檢定ノ申請ヲ爲ストキ

前號ノ手数料ノ二倍

五 承認シタル型式ニ適合スル積算電氣計器ニシテ檢定ニ不合格ト爲リタルモノヲ修繕又ハ調整ヲ爲シタル後更ニ檢定ノ申請ヲ爲ストキ

百 「アムペア」以下	金一 圓
千 「アムペア」以下	金二 圓
三千 「アムペア」以下	金四 圓

前項ニ掲ゲザル型式承認及檢定ノ申請手数料ハ前項ノ規定ニ準ジ主務大臣之ヲ定ム

第八條 主務大臣ノ指定シタル公共團體又ハ公益法人ニ於テ主務大臣ノ定ムル試験規則ニ依リ行ヒタル試験ニ合格シタル電氣計器ノ檢定

ニ付テハ試験ヲ省略スルコトヲ得

前項ノ電氣計器ノ檢定申請手数料ハ主務大臣ノ定ムル所ニ依ル

附 則

本令ハ明治四十五年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行前主務大臣ノ告示シタル電氣計器ノ型式ノ承認ハ本令ニ依リ之ヲ爲シタルモノト看做ス

附 則

本令ハ昭和十三年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

● 電力管理法

(昭和十三年四月 法律第七十六號)

第一條 電氣ノ價格ヲ低廉ニシ其ノ量ヲ豊富ニシ之ガ普及ヲ圖滑ナラシムル爲政府ハ本法ニ依リ發電及送電ヲ管理ス但シ自己ノ専用ニ供

シ又ハ一地方ノ需用ニ供スル電氣ノ發電及送電ニシテ勅令ニ別段ノ定アルモノハ此ノ限ニ在ラズ

第二條 本法ニ依リ管理スル發電及送電中勅令ヲ以テ定ムル電力設備ニ依ル發電及送電ハ日本發送電株式會社法ノ定ムル所ニ依リ日本發

送電株式會社ヲシテ之ヲ行ハシム

- 第三條 政府ハ日本發送電株式會社ノ電力設備ノ建設又ハ變更ノ計畫及電力料金其ノ他ノ電力受給ニ關スル重要事項ヲ決定ス
前項ノ規定ニ依リ決定スベキ電力料金ノ基準ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム
- 第四條 政府ハ其ノ管理ニ屬スル發電又ハ送電ヲ爲ス者ニ對シテ發電又ハ送電ノ方法ニ關シ管理上必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得
前項ノ命令ニ依リ生ジタル損害ハ政府之ヲ補償ス
- 第五條 發電及送電ノ豫定計畫、電力料金其ノ他政府ノ管理ニ屬スル發電及送電ニ關スル重要事項ニ付政府ノ諮問ニ應ズル爲電力審議會
ヲ置ク
- 電力審議會ニ關スル規程ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム
- 第六條 第四條第一項ノ規定ニ依ル命令ニ違反シタル者ハ二千圓以下ノ罰金ニ處ス
- 第七條 法人ノ代表者又ハ法人若ハ人ノ代理人、使用人其ノ他ノ從業者ガ其ノ法人又ハ人ノ業務ニ關シテ前條ノ違反行爲ヲ爲シタルトキ
ハ行爲者ヲ罰スルノ外其ノ法人又ハ人ニ對シ亦前條ノ罰金刑ヲ科ス

附 則

本法施行ノ期日ハ各條ニ付勅令ヲ以テ之ヲ定ム
 第二條ノ規定施行ノ際現ニ第二條ニ定ムル發電又ハ送電ヲ爲スコトヲ得ル者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ當分ノ内仍從前ノ例ニ依リ發電又ハ
 送電ヲ爲スコトヲ得
 日本發送電株式會社ガ第二條ノ規定ニ依リ發電又ハ送電ヲ行フ場合ニ於テ其ノ發電又ハ送電ニ關スル電力需給ノ契約ニシテ第二條ノ規定
 施行ノ際現ニ存スルモノハ日本發送電株式會社之ヲ繼承ス

●電力管理法施行令

昭和十三年八月 勅令第五百七十五號
 昭和十四年三月 勅令第六十六號改正
 昭和十六年四月 勅令第四百八十五號改正

- 第一條 電力管理法第一條但書ノ規定ニ依リ政府ノ管理セザル發電及送電ハ最大電壓四萬「ヴォルト」以上ニ於テ使用セラルル送電線路
ヲ主體トスル電力系統ニ屬スル設備又ハ當該電力系統ト運轉上密接ナル關係ヲ有スル設備ニ依ル發電及送電以外ノ發電及送電トス
- 第二條 電力管理法第二條ノ規定ニ依リ日本發送電株式會社ヲシテ行ハシムル發電及送電ノ用ニ供スル電力設備ハ左ノ各號ノ一ニ該當ス
ルモノトス但シ電氣事業法第三十條ニ規定スル施設及特別ノ事由ニ因リ逡信大臣ノ除外スルモノハ此ノ限ニ在ラズ
- 一 發電設備
 - (一) 出力五千「キロワット」ヲ超過スル水力發電設備
 - (二) 出力一萬「キロワット」ヲ超過スル火力發電設備
 - (三) (一)又ハ(二)ノ發電設備ト運轉上密接ナル關係ヲ有スル發電設備
 - (四) 發生電力ノ送電上主トシテ第二號(一)又ハ(二)ノ發電設備ニ依存スル發電設備
- 二 送電設備
 - (一) 最大電壓十萬ボルト以上ニ於テ使用セラルルモノ
 - (二) 最大電壓四萬ボルト以上十萬ヴォルト未満ニ於テ使用セラルルモノ但シ需用地ニ於ケル送電設備ニシテ配電上重要ナルモノヲ除ク
 - (三) 第一號ノ發電設備又ハ(一)若ハ(二)ノ送電設備ノ相互間ヲ連絡スルモノ
 - (四) (一)乃至(三)ノ送電設備ニ對シ送電上從屬關係ニ在ルモノニシテ電力受給關係整理ノ爲必要ナルモノ
- 三 變電設備
 - (一) 前號(一)ノ送電設備ニ接続スルモノ

(二) 前號(二)乃至(四)ノ送電設備ニ接続スル變電設備ニシテ送電連絡ノ爲又ハ電力需給關係整理ノ爲必要ナルモノ
第三條 左ノ場合ニ於テハ遞信大臣ハ内務大臣ニ協議スベシ

- 一 電力管理法第三條第一項ノ規定ニ依リ電力設備ノ建設又ハ變更ノ計畫ヲ決定スル場合ニ於テ日本發送電株式會社ガ其ノ計畫ノ實施上
河川、湖又ハ沼ノ使用ニ關スル許可ヲ必要トスルモノナルトキ
- 二 電力管理法第四條第一項ノ規定ニ依リ命令ヲ爲ス場合ニ於テ受命者ガ其ノ命令事項ノ實施上河川、湖又ハ沼ノ使用ニ關スル許可ヲ必
要トスルモノナルトキ

附 則

本令ハ電力管理法第一條及第二條ノ規定施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附 則 (昭和十四年三月勅令第六十六號)

本令ハ電力管理法第三條及第四條ノ規定施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附 則 (昭和十六年四月勅令第四百八十五號)

本令ハ昭和十六年四月二十五日ヨリ之ヲ施行ス

● 國家總動員法拔萃

(昭和一三、四、一 法律第五十五號制定)
(昭和一六、三、一 法律第十九號改正)

第八條 政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ物資ノ生産、修理、配給、讓渡其ノ他ノ處分、使用、消費
所持及移動ニ關シ必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第三十一條 政府ハ國家總動員上必要アルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ報告ヲ徵シ又ハ當該官吏ヲシテ必要ナル場所ニ臨檢シ業務ノ狀況若
ハ帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ検査セシムルコトヲ得

第三十一條ノ二 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ十年以下ノ懲役又ハ五萬圓以下ノ罰金ニ處ス

一 第八條ノ規定ニ依ル命令ニ違反シタル者

二 (省略)

第三十八條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

一 (省略)

二 (省略)

三 (省略)

四 第三十一條ノ規定ニ依ル報告ヲ怠リ又ハ虚偽ノ報告ヲ爲シタル者

第四十二條 第三十一條ノ規定ニ依ル當該官吏ノ検査ヲ拒ミ、妨ゲ又ハ忌避シタル者ハ六月以下ノ懲役又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

● 電力調整令

(昭和十四、十、一六)
(勅令第七百八號)

第一條 國家總動員法第八條ノ規定ニ基ク電力ノ生産、配給又ハ消費ニ關シ必要ナル命令ニ付テハ本令ノ定ムル所ニ依ル

第二條 本令ニ於テ電氣事業者トハ電氣事業法第一條若クハ朝鮮電氣事業令第一條ニ掲グル事業者又ハ樺太ニ於テ一般ノ需要ニ應
ジ電氣ヲ供給スル事業ヲ營ム者、電氣供給事業者トハ電氣事業法第一條第一號第三號若ハ朝鮮電氣事業令第一條第一號第三號ニ掲グル事
業ヲ營ム者又ハ樺太ニ於テ一般ノ需要ニ應ジ電氣ヲ供給スル事業ヲ營ム者、電氣鐵道事業者トハ電氣事業法第一條第二號又ハ朝鮮電氣事
業令第一條第二號ニ掲グル事業者、自家用電氣工作物施設者トハ電氣事業法第三十條第一項若クハ朝鮮電氣事業令第三十三條第一
項ノ規定ニ基キテ發スル命令ノ規定ニ依リ届出ヲ爲シ若ハ認可ヲ受ケテ強電流電氣工作物ヲ施設シタル者又ハ樺太ニ於テ電壓十ボルト以

上ノ自家用電氣工作物ヲ施設シタル者ヲ謂フ

第三條 遞信大臣ハ電力ノ消費者ニ對シ一般的地域、期間、用途又ハ其ノ他ノ事項ヲ指定シテ電力ノ消費ヲ制限若ハ禁止シ又ハ其ノ制限若ハ禁止ノ爲必要ナル措置ヲ命ズルコトヲ得

電氣供給事業者ハ前項ノ規定ニ依ル制限若ハ禁止又ハ命令アリタル場合ニ於テハ電力ノ供給ニ關シ適當ナル措置ヲ講ジ當該事項ノ實施ヲ圓滑ナラシムルコトヲ旨トスベシ

第四條 遞信大臣ハ電氣供給事業者ニ對シ當該供給事業ニ關シ電力ノ供給若ハ受入ヲ命ジ又ハ電力ノ供給ヲ制限若ハ禁止スルコトヲ得

遞信大臣ハ電氣供給事業者ニ對シ前項ノ規定ニ依ル命令、制限又ハ禁止ノ爲當該供給事業ニ關シ必要ナル措置ヲ命ズルコトヲ得

第五條 遞信大臣ハ發電設備ヲ有スル電氣鐵道事業者若ハ自家用電氣工作物施設者ニ對シ當該設備ニ依ル電力ノ生産若ハ遞信大臣ノ指定スル者ニ對スル供給ヲ命ジ又ハ送電設備ヲ有スル電氣鐵道事業者若ハ自家用電氣工作物施設者ニ對シ當該設備ニ依ル電力ノ輸送若ハ遞信大臣ノ指定スル者ニ對スル供給ヲ命ズルコトヲ得

遞信大臣前項ノ規定ニ依ル命令事項ノ實施ノ爲必要アリト認ムルトキハ前項ニ規定スル電氣鐵道事業者又ハ自家用電氣工作物施設者ニ對シ其ノ有スル電氣工作物ニ付修理其ノ他ノ事項ヲ命ズルコトヲ得

第六條 第四條第二項又ハ前條第二項ノ規定ニ依ル命令ヲ爲ス場合ニ於テ遞信大臣必要アリト認ムルトキハ命令事項ノ實施ノ爲必要ナル工事費用ノ負擔其ノ他ノ事項ニ關シ關係ノ電氣事業者、自家用電氣工作物施設者又ハ電力ノ供給ヲ受クル者ニ對シ協議ヲ命ズルコトヲ得此ノ場合ニ於テ協議調ハズ又ハ協議ヲナスコト能ハザルトキハ遞信大臣ノ裁定スル所ニ依ルベシ

第七條 遞信大臣必要アリト認ムルトキハ電氣事業者又ハ自家用電氣工作物施設者ニ對シ電氣機械器具其ノ他電氣ニ關スル用品又ハ裝置ノ貸借又ハ讓渡ニ關シ必要ナル事項ヲ命ズルコトヲ得

前項ノ命令アリタル場合ニ於テハ貸賃料、讓渡價格其ノ他ノ事項ニ關シ當事者間ニ於テ協議スベシ協議調ハズ又ハ協議ヲ爲スコト能ハザルトキハ遞信大臣ノ裁定スル所ニ依ルベシ

第八條 遞信大臣ハ第三條第一項若ハ第四條第一項ノ規定ニ依ル制限若ハ禁止又ハ第三條第一項、第四條第一項若ハ第五條第一項ノ規定

ニ依ル命令ヲ爲シタル場合ニ於テ必要アリト認ムルトキハ電氣供給事業者又ハ第五條第一項ノ規定ニ依ル命令ヲ受ケタル者ニ對シ電氣料金其ノ他供給條件ニ關シ必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第九條 遞信大臣ハ電氣事業者又ハ自家用電氣工作物施設者ニ對シ本令ニ依リテ爲ス制限、禁止又ハ命令ノ通達ニ付事業主ニ代ルベキ代理人ノ選任ヲ命ズルコトヲ得

第十條 國家總動員法第二十七條ノ規定ニ基キ補償スベキ損失ハ第四條、第五條又ハ第七條第一項ノ規定ニ依ル處分ニ因ル通常生ズベキ損失トス

損失ノ補償ヲ請求セントスル者ハ處分ガ期間ヲ指定シテ爲サレタルモノナルトキハ當該期間終了後、其ノ他ノモノナルトキハ處分事項ノ實施終了後之ヲ請求スベシ但シ遞信大臣ノ定ムル所ニ依リ別段ノ時期ニ於テ之ヲ請求スルコトヲ得

第十一條 遞信大臣ハ國家總動員法第三十一條ノ規定ニ基キ電力ノ生産、配給若ハ消費ニ關シ必要ナル報告ヲ徴シ又ハ當該官吏ヲシテ電氣工作物ヲ施設シタル場所其ノ他必要ナル場所ニ臨檢シ業務ノ狀況若ハ帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ檢査セシムルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ當該官吏ヲシテ臨檢檢査セシムル場合ニ於テハ其ノ身分ヲ示ス證票ヲ携帯セシムベシ

第十二條 遞信大臣ハ本令ニ定ムル職權ノ一部ヲ遞信局長又ハ地方長官（東京府ニ在リテハ警視總監）ニ委任スルコトヲ得

第十三條 本令ノ施行ニ關スル重要事項ニ付行政官廳ノ諮問ニ應ズル爲電力調整委員會ヲ置ク

電力調整委員會ニ關スル規程ハ別ニ之ヲ定ム

第十四條 遞信大臣ハ本令ノ施行ニ關スル重要事項ニ付内閣總理大臣ニ協議スベシ

第十五條 本令中遞信大臣トアルハ朝鮮ニ在リテハ朝鮮總督、臺灣ニ在リテハ臺灣總督、樺太ニ在リテハ樺太廳長官トシ遞信局長又ハ地方長官トアルハ朝鮮ニ在リテハ朝鮮總督府遞信局長又ハ道知事、臺灣ニ在リテハ臺灣總督府交通局總長又ハ州知事若ハ廳長トス

第十六條 第十三條及第十四條ノ規定ハ朝鮮、臺灣及樺太ニ在リテハ之ヲ適用セズ

附 則

本令ハ昭和十四年十月二十日ヨリ之ヲ施行ス但シ朝鮮、臺灣及樺太ニ在リテハ昭和十四年十月二十七日ヨリ之ヲ施行ス

●電力調整令施行規則

(昭和十四年十月十八日)
逓信省令第四十六號

- 第一條 新ニ電力ヲ受電シ又ハ受電電力ヲ増加シテ電力ノ消費ヲ爲サントスル者ハ左ノ區別ニ依リ逓信大臣又ハ逓信局長ノ認可ヲ受ケベシ但シ告示ヲ以テ指定スル場合ハ此ノ限ニ在ラズ
 - 一 新規受電電力又ハ増加受電電力一千キロワット以上ノモノニ在リテハ逓信大臣
 - 二 其ノ他ノモノニ在リテハ逓信局長
- 第二條 前條ノ規定ニ依リ認可ヲ受ケントスルトキハ申請書ニ左ニ掲グル事項ヲ記載シ之ヲ當該官廳ニ提出スベシ
 - 一 電力ヲ必要トスル事由
 - 二 豫定電氣供給事業者
 - 三 受電電力 受電電力ヲ増加セントスルモノニ在リテハ現在ノ受電電力ヲ附記スベシ
 - 四 受電時間
 - 五 受電開始豫定期日
 - 六 電力消費装置ノ施設場所及概要
- 第三條 電氣供給事業者別ニ告示ヲ以テ指定スル限度ヲ超ユル電力消費装置ヲ新設又ハ増設シテ電力ノ消費ヲ爲サントスル者ニ對シ電力ヲ供給セントスルトキハ第一條ノ規定ニ依リ認可ヲ受ケタル者ニ對シ電力ヲ供給セントスル場合ヲ除クノ外逓信局長ノ認可ヲ受ケベシ
- 第四條 電力調整令第六條又ハ第七條第二項ニ規定スル協議調ヒタルトキハ當事者連署ノ上契約書ノ謄本ヲ添ヘ其ノ旨ヲ當該命令官廳ニ届出ヅベシ
- 第五條 電力調整令第六條又ハ第七條第二項ノ規定ニ依リ裁定ヲ受ケントスルトキハ左ノ事項ヲ記載シタル申請書ノ正本ニ相手方ノ員數ニ相當スル數ノ副本ヲ添ヘ之ヲ當該命令官廳ニ提出スベシ
 - 一 申請人及相手方ノ氏名又ハ名稱及住所
 - 二 申請ノ目的及事由

- 前項ノ申請書ヲ受理シタル當該官廳ハ副本ヲ相手方ニ送付シ其ノ指定スル期間内ニ答辯書ヲ差出サシムベシ
- 前項ノ期間内ニ答辯書ヲ差出サザルトキハ當該官廳ハ申請書ノミニ依リテ裁定ヲ爲スコトヲ得
- 當該官廳裁定ヲ爲シタルトキハ裁定書ニ理由ヲ附シ當事者ニ送付スベシ
- 第六條 電力調整令第三條第一項ノ規定ニ基キテ爲ス制限、禁止又ハ命令ハ告示シテ之ヲ爲ス
- 電力調整令第四條ノ規定ニ基キテ爲ス制限、禁止若ハ命令又ハ電力調整令第八條ノ規定ニ基キテ爲ス命令ハ告示シ又ハ令書ヲ發シテ之ヲ爲ス
- 電力調整令第五條、第六條、第七條第一項又ハ第九條ノ規定ニ基キテ爲ス命令ハ令書ヲ發シテ之ヲ爲ス
- 緊急ノ必要アルトキハ前二項ノ規定ニ拘ラズ電信ニ依ルコトヲ得
- 第七條 電力調整令第九條ノ規定ニ依ル命令アリタル場合ニ於テ事業主管理人ヲ選任シタルトキハ電力調整令第十一條第一項ノ規定ニ基キ其ノ旨ヲ當該命令官廳ニ届出ヅベシ之ヲ變更シタルトキ亦同シ
- 第八條 電力調整令第十一條第二項ノ規定ニ依ル證票ハ別記様式ニ依ル
- 第九條 電力調整令第四條乃至第六條、第七條第一項、第九條又ハ第十一條第一項ニ定ムル逓信大臣ノ職權ハ本令ニ規定スルモノヲ除クノ外逓信局長之ヲ行フコトヲ得
- 電力調整令ニ定ムル逓信大臣ノ職權ハ別ニ告示スル所ニ從ヒ地方長官(東京府ニ在リテハ警視總監)之ヲ行フコトヲ得
- 第十條 第二條、第四條、第五條第一項又ハ第七條ノ規定ニ依リ申請書又ハ届書ヲ逓信大臣ニ提出スル場合ニ於テハ同時ニ其ノ副本ヲ事業地ヲ管轄スル逓信局長ニ提出スベシ

附

則

本令ハ電力調整令施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

(別記様式)省略

●電力調整令ニ依ル制限ニ關スル告示

遞信省告示第三千六百八十五號

(消費禁止ノ規定)

電力調整令第三條第一項ノ規定ニ依ル電力ノ消費ノ禁止ニ關シ左ノ通定メ昭和十五年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十四年十二月十八日

遞信大臣 永井柳太郎

其力ハ左ニ掲グルモノノ用途ニ之ヲ消費スルコトヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ依リ地方長官(東京府ニ在リテハ警視總監)ノ除外シタル場合又ハ電ノ認可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

- 一 ネオンサイン 公共標識用ノモノヲ除ク
- 二 電飾 屋内照明用ノモノヲ除ク
- 三 廣告燈 看板燈ヲ除ク
- 四 屋外用投光器 交通用及作業用ノモノヲ除ク
- 五 庭園燈 公園ニ施設スルモノヲ除ク
- 六 多燈式街路燈

遞信省告示第三千六百八十六號

(供給禁止ノ規定)

電力調整令第四條第一項ノ規定ニ依ル電力ノ供給ノ禁止ニ關シ左ノ通定メ昭和十五年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十四年十二月十八日

遞信大臣 永井柳太郎

電氣供給事業者ハ左ニ掲グルモノノ用ニ消費セラレベキ電力ヲ供給スルコトヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ依リ地方長官(東京府ニ在リテハ警視總監)ノ除外シタル場合又ハ其ノ認可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

- 一 電氣風呂
- 二 暖房用電熱器 醫療用以外ノモノニシテ新設又ハ増設スルモノニ限ル
- 三 調理用電熱器 新設又ハ増設スルモノニ限ル
- 四 家庭用電氣冷蔵庫 新設又ハ増設スルモノニ限ル
- 五 庭園用電動揚水ポンプ 公園ニ施設スルモノヲ除ク
- 六 エレベーター 傷病者運搬用及貨物運搬用ノモノ並ニ行程十米以上ノモノヲ除ク
- 七 エスカレーター 貨物運搬用ノモノヲ除ク

大阪府告示第千五百八十九號

(電力調整ニ關スル取扱)

電力調整令第十二條及同令施行規則第九條第二項昭和十四年十二月遞信省告示第三千六百八十五號第三千六百八十六號第三千六百八十七號ニ依リ電力調整ニ關スル取扱左ノ通定メ昭和十五年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十四年十二月二十七日

大阪府知事 半井清

- 第一條 昭和十四年十二月遞信省告示第三千六百八十五號(以下「消費禁止ノ告示」ト稱ス)及同第三千六百八十六號(以下「供給禁止ノ告示」ト稱ス)ノ適用ヲ受ケルモノノ意義左ノ如シ
- 一 ネオンサイン(公共標識用ノモノヲ除ク)
 - (一) ネオンサイントハ、ネオン其ノ他不活性化ノガスヲ封入シタル放電管燈ニ依ル電氣サイン(照明用ヲ含ム)ヲ謂フ
 - (二) 公共標識用トハ左ノ如キモノヲ謂フ

- (1) 航路標識又ハ航空路若ハ飛行場ヲ標示スルモノ
 - (2) 汽車、電車、汽船等ノ乗場ニ於ケル旅客案内用ノモノ
 - (3) 地下鐵道入口ヲ標示スルモノ
 - (4) 消火栓、火災報知機ノ所在ヲ標示スルモノ
- 二 電飾(屋内照明用ノモノヲ除ク)
- (一) 電飾トハ裝飾ノ目的ヲ以テ多數ノ電燈ヲ羅列シテ施設スルモノヲ謂フ
 - (二) 室内照明用ト雖モ照明ノ爲ノ必要最少限度ニ止ムルモノトス
- 三 廣告燈(看板燈ヲ除ク)
- (一) 廣告燈トハ廣告物體ノ表示又ハ照明ノ爲ニ使用スル電燈ヲ謂フ
 - (二) 看板燈トハ自己ノ營業所又ハ事務所ノ内部又ハ外部ニ自己ノ店名、取扱品等ヲ表示スル看板ニ使用スル電燈ヲ謂フ
 - (三) 看板燈ト雖モ必要最少限度ニ止ムルモノトス
- 四 屋外用投光器(交通用及作業用ノモノヲ除ク)
- (一) 屋外用投光器トハ建築物、廣告塔等ニ投光スル爲ニ使用スル反射器附ノ高燭電燈ヲ謂ヒ宣傳又ハ廣告ノ目的ニ使用スル探照燈ヲ含ム
 - (二) 交通用トハ港灣、操車場、道路、軌道等ノ照明ニ使用スルモノ、作業用トハ屋外作業ノ爲ニ照明ニ使用スルモノヲ謂フ
- 五 庭園燈(公園ニ施設スルモノヲ除ク)
- (一) 庭園燈トハ専ラ庭園ノ照明ニ使用スルモノヲ謂フ
 - (二) 神社佛閣ノ境内ニ施設スル燈籠ノ類ハ公園ニ施設スルモノト看做ス
- 六 多燈式街路燈
- (一) 燈柱一基ニ三燈以上ノ電燈ヲ點ズルモノヲ謂フ

- (二) 多燈式燈柱一基ニ付一燈又ハ二燈ノミヲ點シ他ヲ消燈スル場合ハ使用支障ナシ但シ此ノ場合必要以上ノ高燭ハ使用セザルコト
- 七 電氣風呂
- 電氣風呂トハ之ニ取附ケタル電熱器又ハ投込電氣湯沸器等ヲ以テ水ヲ加熱スル裝置ヲ有スル風呂ヲ謂フ
- 八 煖房用電熱器(醫療用以外ノモノニシテ新設又ハ増設スルモノニ限ル)
- (一) 電氣ストーブ、電氣火鉢、電氣コタツノ類ヲ謂フ
 - (二) 醫療用トハ醫療上特ニ必要アル場合ニ於テ加療中使用スルモノノ如キヲ謂フ
- 九 調理用電熱器(新設又ハ増設スルモノニ限ル)
- 炊事湯沸等ニ使用スル電氣七輪、電氣湯沸、電氣レンジ等ヲ謂フ
- 十 家庭用電氣冷蔵庫(新設又ハ増設スルモノニ限ル)
- 家庭ニ於テ使用スル電氣冷蔵庫ヲ謂フ
- 六及八乃至十號ノモノニシテ既設ノモノト雖モ可及的使用ヲ爲サザルコト
- 十一 庭園用電動揚水ポンプ(公園ニ施設スルモノヲ除ク)
- (一) 庭園用電動揚水ポンプトハ庭園ニ於ケル池、噴水瀑布流水等ノ施設ニ使用セララルル揚水ポンプニシテ電動力ヲ以テスルモノヲ謂フ
- 十二 エレベーター
- (二) 飲用水、消火用水其ノ他雜用水ノ揚水ト兼用スルモノニ在リテハ(一)ニ對スル配水ヲ中止スレバ使用支障ナシ
- 十三 エスカレーター(貨物運搬用ノモノヲ除ク)
- (傷病者運搬用及貨物運搬用ノモノ並ニ行程十米以上ノモノヲ除ク)
- 第二條 電力調整令第三條又ハ第四條ノ規定ニ基キテ爲ス制限禁止又ハ命令ニ關シ其ノ實施狀況ヲ監視スル爲當該官吏ヲシテ電氣工作物ヲ施設シタル場所其ノ他必要ナル場所ニ臨檢シ業務ノ狀況若ハ帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ檢査セシムルコトアルベシ

- 第三條 保安上其ノ他緊急已ムヲ得ザル必要アル場合ハ電力調整令第三條又ハ第四條ノ規定ニ基キテ爲ス制限禁止若ハ命令ノ臨時變更又ハ解除ヲ爲スコトアルベシ
- 第四條 電力調整令第三條第一項ノ規定ニ基キテ爲ス禁止ノ實施ノ爲ニ消費者ハ供給事業者ニ申告シテ開閉器、點滅器、「コンセント」等及之ニ附屬スル「フューズ」ヲ除去シタル上封印ヲ爲シ又ハ回線ノ一部ヲ開放スル等禁止ノ實行ニ必要ナル措置ヲ爲スベシ、但シ自家用電氣工作物ニ在リテハ施設者ニ於テ之ヲ爲スベシ
供給事業者前項ノ申告ヲ受ケタルトキハ直ニ之ガ實施ニ協力シ適當ノ措置ヲ講ズルモノトス
當該官吏必要アリト認メタル時ハ特別ノ措置ヲ命ズルコトアルベシ
- 第五條 特別ノ事由ニ依リ電力調整令第三條及第四條ノ電力制限ヲ除外スルコトアルベシ
- 第六條 「電力消費禁止ノ告示」及「電力供給禁止ノ告示」但書ニ依リ消費若ハ供給ノ認可ヲ受ケントスルモノハ左記事項ヲ具シ電力消費裝置施設場所所轄警察官署經由願書正副二通ヲ添ヘ實施期日五日前ニ當廳ニ申請スベシ
前項ノ施設場所二以上ノ警察署區域ニ亘ルトキハ直接當廳ニ提出スベシ
一 申請者ノ住所、職業、氏名、年齢、法人ニ在リテハ其ノ名稱、事務所所在地、其ノ代表者ノ住所、職業、氏名、年齢
二 電力、消費若ハ供給ヲ要スベキ理由
三 電力消費若ハ供給期間及時期
四 電力消費裝置（圖面ヲ添附スルコト）及其ノ容量、新設、増設、既設ノ別
五 電力消費裝置施設場所（圖面ヲ添附スルコト）
六 電力消費者業態
七 供給事業者
八 電力受給當事者ノ契約書寫
九 電力調整令第四條ノ規定ニ基ク令書又ハ之ニ代ルモノノ寫

- 第七條 第三條ノ規定ニ基ク臨時變更又ハ解除ヲナシタルトキ若ハ前條ノ認可ヲ爲シタルトキハ臨時變更、解除若ハ認可證ト共ニ電力消費裝置ノ數ニ應ジ左記様式ノ證票ヲ交付ス
前項ノ證票ハ電力消費裝置適當ノ箇所ニ貼附シ期間中有效ニ保持スベシ
- 第八條 前條ノ證書又ハ證票ヲ減失毀損シタルトキハ理由ヲ具シ再交付ヲ申請スベシ
- 第九條 第三條ノ規定ニ基キ臨時變更若ハ解除セラレタル電力消費裝置ノ所有者及供給事業者又ハ第七條ノ申請者住所其ノ他ニ異動アリタルトキハ其ノ旨遲滞ナク届出ヅベシ前項ノ者ノ他府縣ニ在住スルトキハ當府管内ニ代理人ヲ定メ連署ノ上届出ヅベシ
前二項ノ届出ハ電力消費裝置施設場所所轄警察官署ヲ經由スベシ

證票様式 (九種七種)

活 動 電 力 亞 力		消 費 認 可 證 票	
裝 置	時 間	至 自	時 期
キ ロ ワ ッ ト	年 月 日	年 月 日	年 月 日
馬 力	時 時	時 時	時 時
個	個	個	個
所 有 者 又 ハ 消 費 者		所 有 者 又 ハ 消 費 者	
供 給 事 業 者		供 給 事 業 者	
年 月 日	大 阪 府	年 月 日	大 阪 府
ソ ノ ニ ク ク ヨ リ ン テ ナ ダ ム			

大阪府告示第六百七十二號

二六四

昭和十四年十二月大阪府告示第五百八十九號第五條ニ依リ電力調整令第三條ニ基ク消費禁止ヲ除外スルモノノ左ノ通り定メ昭和十五年五月二十九日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十五年五月二十三日

一 廣告燈

大阪府知事 半井清

- 1 公共標識ヲ兼ヌルモノ
 - 2 停留所ニ於ケル既設ノ標示燈ニシテ廣告ヲ兼ヌルモノ
 - 3 地下道又ハ地下鐵道ノ既設照明ニシテ廣告ヲ兼ヌルモノ
 - 4 既設ノモノニシテ街路ノ照明ヲ兼テ治安上特ニ必要アルモノ
 - 5 既設ノモノニシテ自己ノ營業所又ハ事務所ノ建物直前ノ電柱ニ取付ケタルモノ及其ノ露路口ニアリテ其ノ所在ヲ表示スルモノ
- 二、屋外用投光器
- 體育訓練ノ爲メ使用スルモノ
- 三庭園燈
- 既設ノモノニシテ外燈ノ用ヲ兼テ治安上特ニ必要アルモノ

逓信省告示第三千六百八十七號

電力調整令ニ定ムル逓信大臣ノ職權ニシテ電力調整令施行規則第九條第二項ノ規定ニ依リ地方長官（東京府ニ在リテハ警視總監）ノ行フコトヲ得ルモノハ左ニ掲グルモノトス

昭和十四年十二月十八日

逓信大臣 永井柳太郎

- 一 電力調整令第三條又ハ第四條ノ規定ニ基キテ爲ス制限、禁止又ハ命令ニ關シ其ノ實施狀況ヲ監視スル爲同令第十一條第一項ノ規定ニ基キ所屬官吏ヲシテ臨檢検査セシムルコト
- 二 電力調整令第三條又ハ第四條ノ規定ニ基キテ爲ス制限、禁止又ハ命令ヲ保安上其ノ他緊急已ムヲ得ザル必要アル場合ニ於テ臨時變更又ハ解除スルコト
- 三 電力調整令第三條第一項ノ規定ニ基キテ爲ス禁止ノ實施ニ關シ一般的ニ必要ナル措置ヲ命ズルコト
- 四 其ノ他電力調整令ニ基キテ爲ス處分ニ依リ地方長官ノ權限ニ屬セシメタルモノ

逓信省告示第八百二十五號

昭和十五年二月逓信省告示第二百三十三號左ノ通り改正シ昭和十五年八月一日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十五年七月三日

逓信大臣 勝正憲

電力ハ左ニ掲グル限度ヲ超エテ電燈ノ用ニ之ヲ消費スルコトヲ得ズ
但シ逓信局長ニ於テ特別ノ事情ニ依リ當該限度ヲ變更若ハ解除シタル場合又ハ地方長官（東京府ニアリテハ警視總監）ニ於テ保安上其ノ他必要ニ因リ特定ノ需用ニ付當該限度ヲ變更若ハ解除シタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

- 一 一定額制ニ依ル電力ノ供給ヲ受クル場合
- 二 從量制ニ依ル電力ノ供給ヲ受クル場合

昭和十五年二月九日ニ於ケル取付總容量ガ四百ワット
又ハ三百二十燭ヲ超ユルモノ

取付總數ガ二十燈以上ニシテ昭和十四年一月分ニ於ケル
使用電力量ガ一燈當リ平均三キロワット時ヲ超ユルモノ

前項第一號ノ場合ニ於テワット制及燭制ヲ併用スルモノニツイテハ一燭チ一・二五ワットトシテ計算ス

二六五

第一項第二號ノ場合ニ於テ昭和十四年一月分ノ使用電力量ナキモノ又ハ同年同月以後ニ於テ契約燈數若ハ契約容量ニ變更アリタルモノニ付テハ同種同程度ノ需用ノ使用電力量ヲ參酌ノ上電氣供給事業者ニ於テ指定シタル電力量ヲ以テ昭和十四年一月分ノ使用電力量ト看做ス

第一項第二號ノ場合ニ於テ電氣供給事業者ハ昭和十五年八月分以降ニ於テ當該需用者ノ使用シ得ル月電力量ヲ通告スベシ

大阪府告示第一〇二八號

昭和十五年七月遞信省告示第千八百二十五號ニ基キ同告示ノ電燈用電力ノ消費制限ニ關シ解除スル需用左ノ通定メ昭和十五年八月一日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十五年七月三十日

大阪府知事 中 井 清

- 一 夜間學校（私塾ヲ除ク）ニ於ケル教室、實驗室、製圖室、裁縫室等
- 二 病院ニ於ケル診察室、處置室、手術室等
- 三 寄宿舍ニ於ケル讀書室、裁縫室等
- 四 地下室其ノ他之ニ類スル場所ニシテ商店、百貨店賣場、食堂、事務室、又ハ作業場等採光不充分ノ爲書間ト雖モ點燈ヲ必要トスル場所
- 五 工場作業用（事務所及附屬建物竝家内工業用ヲ除ク）ニシテ保健、衛生、作業能率増進ニ必要アルモノ
- 六 屋外交通用照明（軌道ノ起終點、分岐點及交叉點等）
- 七 前各號ノ電燈ト雖モ必要最小限度ニ止ムルコト

遞信省告示第二千九百十八號

電力調整令第三條第一項ノ規定ニ取ル電力ノ消費ノ制限ニ關シ左ノ通定メ昭和十五年十一月十二日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十五年十月二十六日

遞信大臣 村 田 省 藏

- 電力ハ別表ニ定ムル限度ヲ超エテ之ヲ消費スルコトヲ得ズ但シ左ニ掲グル場合ハ此ノ限ニ在ラズ
- 一 遞信大臣又ハ遞信局長ニ於テ簡別ノ又ハ一般的ニ當該限度ヲ緩和シ又ハ解除シタルトキ
 - 二 地方長官（東京府ニ在リテハ警視總監）ニ於テ保安上其ノ他緊急已ムヲ得ザル必要ニ因リ當該限度ヲ臨時變更又ハ解除シタルトキ
 - 三 他ヨリノ受電ニ依ラザル電力ヲ消費スルモノナルトキ

（別 表）

地 域	用 途	限 度
東北地方南部	第一種需用	百分ノ百
	第二種需用甲類	百分ノ九十
	第二種需用乙類	百分ノ八十五
關東地方	第一種需用	百分ノ百
	第二種需用甲類	百分ノ八十五
	第二種需用乙類	百分ノ八十
中部地方	第一種需用	百分ノ百
	第二種需用甲類	百分ノ八十五
	第二種需用乙類	百分ノ八十
近畿地方	第一種需用	百分ノ百
	第二種需用甲類	百分ノ八十五
	第二種需用乙類	百分ノ八十
中國地方	第一種需用	百分ノ百
	第二種需用甲類	百分ノ八十五
	第二種需用乙類	百分ノ八十

備 考

- 一 地域ハ昭和十五年二月遞信省告示第百三十一號ニ依ル
- 二 用途ハ昭和十四年十二月遞信省告示第千八百十號（昭和十五年十月遞信省告示第二千九百五號改正）ニ依ル
- 三 限度ハ最大電力ニ付テハ法令ニ依リ認容セラレタル契約最大電力、月使用電力量ニ付テハ昭和十五年八月及九月ノ平均月使用電力量、昭和十五年八月及九月ノ使用電力量ナキモノ又ハ特別ノ事情アルモノニ付テハ遞信局長ノ指定シタル電力量ニ依ル
- 四 本告示施行ノ月又ハ限度ニ變更アリタル月ニ於ケル使用電力量ノ算定ハ日割計算ニ依ル

遞信省告示第二千九百五號

昭和十四年十二月遞信省告示第三千八百十號中左ノ通改正ス

昭和十五年十月二十五日

別表ヲ左ノ如ク改ム

(別表)

電力消費規正需用區分表

一、軍用
二、其ノ他遞信大臣ノ指定シタルモノ

第二種需用

甲類(左ニ掲グルモノハ、外遞信大臣ニ於テ特ニ本類ニ屬セシムルモノアルベシ)

部門

業種

種目

一、鑛業

(一) 採鑛業

1、金屬鑛業(遞信大臣ノ指定シタルモノニ限ル)

2、石炭鑛業(同右)

3、石油鑛業(同右)

二、工業

(一) 金屬工業

1、製鐵業

イ、鋼材

A、普通鋼(遞信大臣ノ指定シタルモノニ限ル)

B、特殊鋼(同右)

C、鍛鑄鋼(同右)

ロ、鋼塊(遞信大臣ノ指定シタルモノニ限ル)

ハ、銑鐵(同右)

ニ、フエロアロイ(同右)

2、非鐵金屬製鍊業(遞信大臣ノ指定シタルモノニ限ル)

(二) 軍需品製造業

1、兵器及兵器部分品製造業

(遞信大臣ノ指定シタルモノニ限ル)

2、衣糧製造業(同右)

(三) 機械器具工業

1、造船(含部分品及附屬品)業

イ、鋼船(千噸以上ニ限ル)(遞信大臣ノ指定シタルモノニ限ル)

ニ、木船(同右)

2、航空機(含部分品及附屬品)製造業(遞信大臣ノ指定シタルモノニ限ル)

3、金屬工作機械製造業(同右)

4、車輛(含部分品及附屬品)製造業

イ、鐵道及軌道用車輛(遞信大臣ノ指定シタルモノニ限ル)

ロ、自動車(除小型自動車)(同右)

化學工業

(四) 製藥業

イ、醫藥(遞信大臣ノ指定シタルモノニ限ル)

2、工業藥品製造業

イ、人造タリオリツト(遞信大臣ノ指定シタルモノニ限ル)

ロ、アルミニウム製造用アルミナ(同右)

ハ、弗化アルミニウム(同右)

ニ、カーバイド(同右)

ホ、メタノール(同右)

ヘ、ソーダ灰(同右)

ト、苛性ソーダ(同右)

チ、金屬ソーダ(同右)

リ、苛化ソーダ(同右)

遞信大臣 村田省藏

ヌ、鹽素酸カリ及ソーダ(同右)

3、肥料製造業

イ、硫安(遞信大臣ノ指定シタルモノニ限ル)

ロ、石灰窒素(同右)

ハ、過燐酸石灰(同右)

ニ、配合肥料及化成肥料(同右)

ホ、植物油粕(同右)

4、鹽製造業(遞信大臣ノ指定シタルモノニ限ル)

5、石油精製業(同右)

6、人造石油製造業(同右)

7、代用液體燃料製造業(同右)

8、バルブ製造業

イ、人絹用バルブ(遞信大臣ノ指定シタルモノニ限ル)

ロ、製紙用バルブ(同右)

三、交通、通信其ノ他公共事業

(一) 交通、通信事業

イ、鐵道及軌道事業 ロ、航空事業 ハ、通信事業(含放送事業) ニ、燈臺事業

其ノ他ノ公共事業

(二)

イ、水道、下水及瓦斯事業 ロ、新聞通信事業 ハ、醫療機關 ニ、教育及研究機關 ホ、火葬場

四、其ノ他

(一) 土木建築事業(第一種及第二種甲類ニ屬スル事業並ニ電氣

事業ニ對スルモノニ限ル
乙類(左ニ掲グルモノ、外逓信大臣ニ於テ特ニ本類ニ屬セシムルモノアルハシ)

部 門

業 種

種 目

細 目

- 一、輸出品製造業(逓信大臣ノ指定シタルモノニ限ル)
- 二、鑛 業
 - (一) 土砂採集業
 - 1、土石採集業
 - イ、石灰岩
- 三、工 業
 - (一) 金屬工業
 - 1、非鐵金屬材料品製造業
 - イ、銅
 - ロ、黃銅
 - ハ、鉛
 - ニ、亞鉛
 - ホ、ニッケル
 - ヘ、減摩合金
 - ト、アルミニウム
 - チ、輕合金
 - 2、鑄物業
 - イ、鉄鐵鑄物
 - A、鑄鐵管
 - B、機械用鑄物
 - ロ、可鍛鐵鑄物
 - ハ、非鐵金屬鑄物
 - A、機械用ノモノ

(二) 機械器具工業

- 1、蒸汽罐製造業(日本機械製造工業組合聯合會所屬ノモノニ限ル)
- 2、原動機製造業
 - イ、蒸汽タービン(日本機械製造工業組合聯合會所屬ノモノニ限ル)
 - ロ、水車(同右)
- 3、電氣機械器具製造業
 - イ、發電機、電動機、變壓器(日本機械製造工業組合聯合會所屬ノモノニ限ル)
 - ロ、蓄電池(同右)
- 4、自動車専用ガス發生裝置製造業
- 5、採鑛、選鑛、製鍊機械器具製造業(日本機械製造工業組合聯合會所屬ノモノニ限ル)
- 6、製鐵用又ハ非鐵金屬材料製造用機械器具製造業(同右)
- 7、石油製精用機械器具製造業(同右)
- 8、水壓鐵管水門又ハ鐵塔製造業(同右)
- 9、化學工業用機械器具製造業
 - イ、人造石油其ノ他液體燃料製造用機械(日本機械製造工業組合聯合會所屬ノモノニ限ル)
 - ロ、アルミ製造用機械(同右)
 - ハ、マグネシウム製造用機械(同右)
 - ニ、硫安製造用機械(同右)

ホ、バルブ製造用機械(同右)

- 10、起重機製造業(日本機械製造工業組合聯合會所屬ノモノニ限ル)
- 11、卷上機、聯送機及運搬機製造業(同右)
- 12、氣體壓縮機製造業(同右)
- 13、ポンプ製造業(同右)
- 14、送風機製造業(同右)
- 15、水壓器製造業(同右)
- 16、計器又ハ測定器製造業
- 17、軸受製造業(日本機械製造工業組合聯合會所屬ノモノニ限ル)
- 18、瓣及コック製造業
- 19、試験檢定及學術研究用器械製造業
- 20、農林漁業機械器具製造業
- 21、電氣通信用機械器具製造業
 - イ、有線電信電話機械器具(日本機械製造工業組合聯合會所屬ノモノニ限ル)
 - ロ、無線電信電話機械器具(除家庭ラヂオ)(同右)
- 22、電線及電纜製造業
- 23、其ノ他ノ金屬製品製造業
 - イ、索道又ハ鋼索
 - ロ、釘類
 - ハ、交通信號保安裝置及分岐器

(三) 窯 業

(四) 化學工業

- 1、耐火煉瓦製造業
- 2、ガラス及ガラス製品製造業
 - イ、光學ガラス
- 3、セメント製造業
- 1、工業藥品製造業
 - イ、壓縮ガス
 - A、酸 素
 - ロ、石炭酸
 - ハ、グリセリン
- 2、農業藥劑製造業
- 3、發火物製造業
 - イ、火藥
 - ロ、爆藥
 - ハ、導火藥
- 4、染料及中間物製造業
 - イ、染料中間物其ノ他コールタール分溜物誘導體
 - ロ、合成染料
- 5、塗料及顏料製造業
 - イ、塗 料
 - A、ペイント(船底塗料ニ限ル)
 - B、自動車及航空機用其ノ他特殊塗料
- 6、ゴム製品製造業
 - イ、軟質ゴム製品
 - A、タイヤ及其ノ附屬品(自動車用及航空機用ノモノニ

- 限ル)
- B、コンベヤ用ベルト
- C、防毒資材
- 7、再生ゴム製造業
- 8、炭素製品製造業
- イ、電氣カーボン
- ロ、活性炭素
- 9、ピッチコークス製造業
- 10、グアルカナイズトフアイパー製造業
- 11、合成樹脂製造業
- 12、寫眞用フィルム乾板及感光紙製造業
- (五) 其ノ他ノ工業
 - 1、研磨材料及研磨用品製造業
 - 2、機械用ベルト製造業
 - 3、マツチ製造業
- (六) 製材業
- 四、農林漁業
 - (一) 農林業
 - 1、脱穀業
 - 2、養蠶業
 - 3、家畜飼料加工業
 - (二) 水産業
 - 1、水産漁網綱製造業
- 五、官公署事業

- 六、其ノ他
 - (一) 倉庫業
 - イ、冷蔵倉庫
 - (二) 食料品業
 - 1、乾燥野菜製造業
 - 2、精米及精麥業
 - 3、冷凍業
 - 4、製氷業
- 第二種甲類部門一及二に記載シアル種目及細目ニ屬スルモノニシテ遞信大臣ヨリ指定セラレザルモノ
- 第三種需用
- 第一種需用、第二種需用、第四種需用及電燈用ヲ除ク其ノ他ノ需用
- 第四種需用
 - 一、照明
 - イ、ネオンサイン 公共標識用ノモノヲ除ク
 - ロ、電飾 屋内照明用ノモノヲ除ク
 - ハ、廣告燈 看板燈ヲ除ク
 - ニ、屋外用投光器 交通用及作業用ノモノヲ除ク
 - ホ、庭園燈 公園ニ施設スルモノヲ除ク
 - ヘ、多燈式街路燈
 - 二、電熱及動力
 - イ、電氣風呂

逓信省告示第七十號

昭和十五年十月遞信省告示第二千九百十八號中左ノ通改正シ本日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十六年一月十五日

本文ニ左ノ一項ヲ加フ

本告示ニ依ル制限ノ實施ニ付遞信局長必要アリト認ムルトキハ電力ノ消費ヲ停止スベキ日若ハ時間ヲ指定シ又ハ日、週、旬若ハ半月ニ於ケル使用電力量ノ限度ヲ指定スルコトヲ得

(參 照)

昭和十五年十月二十六日遞信省告示第二千九百十八號ハ電力ノ消費制限ニ關スル件ナリ

昭和十五年十月遞信省告示第二千九百十八號ハ本日限り之ヲ廢止ス

昭和十六年四月二十八日

ロ、煖房用電熱器 醫療用以外ノモノニシテ新設又ハ増設スルモノニ限ル

ハ、調理用電熱器 新設又ハ増設スルモノニ限ル

ニ、家庭用電氣冷蔵庫 新設又ハ増設スルモノニ限ル

ホ、庭園用電動揚水ポンプ 公園ニ施設スルモノヲ除ク

ヘ、エレベーター 傷病者運搬用及貨物運搬用ノモノ並ニ行程十米以上ノモノヲ除ク

イ、エスカレーター 貨物運搬用ノモノヲ除ク

電燈用

(參 照)

昭和十四年十二月廿七日遞信省告示第三千八百十號ハ電力消費差正需用區分ノ件ナリ

逓信大臣 村田省藏

逓信大臣 村田省藏

逓信大臣 村田省藏



昭和十六年六月二十日印刷
昭和十六年六月二十七日發行

【非賣品】

大阪市電氣局電燈部編纂

大阪府中河内郡矢田村住道八六五番地

發行者 織田喜久治

大阪市西區京町堀上通四丁目二番地

印刷人 田村正太郎

大阪市西區京町堀上通四丁目二番地

印刷所 田村英文社

發行所 大阪市電氣局電燈部

終

